

第512回茨城海区漁業調整委員会 次第

日時：令和4年11月25日（金）

午後2時から

場所：水戸市三の丸1-1-33

すいさん会館 5階 大会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 出席委員報告

現員17名、出席委員 名、欠席委員 名

4 議事録署名人の選出について

委員、 委員

5 議 題

第1号議案 はえ縄漁業について（委員会指示）

第2号議案 はまぐりの採捕数量制限について（海面利用協議会への諮問）

第3号議案 保護区域設定によるはまぐりの採捕禁止について（海面利用協議会への
諮問）

第4号議案 全長30cm未満のひらめの採捕禁止について（海面利用協議会への諮問）

第5号議案 河口周辺海域でのさけ及びますの採捕禁止について（海面利用協議会へ
の諮問）

第6号議案 ひらめ活き餌釣りの操業期間等の制限について（海面利用協議会への諮
問）

第7号議案 茨城海区漁業調整委員会指示違反に対する処分方針について（協議）

第8号議案 漁業権一斉切替えのスケジュール・基本方針について（協議）

6 報告事項

（1）かじき釣（トローリング）大会の結果について

（2）ヒラメ資源について

（3）鹿島灘はまぐりの資源動向について

7 そ の 他

8 閉 会

指 示 (案)

(茨城海区漁業調整委員会)

茨城海区漁業調整委員会指示第 号

茨城県海面におけるひらめ、かれい類、すずき、あいなめ等の採捕を目的とするはえ縄漁業について、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき次のとおり指示する。

令和 年 月 日

茨城海区漁業調整委員会
会長 高濱芳明

(操業の承認)

- 1 茨城県海面（以下「海面」という。）において、はえ縄漁業を操業しようとする者は、使用する漁船ごとに別に定める取扱要領により茨城海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。ただし、試験研究又は実習を目的とする者は、この限りでない。

(承認対象漁船)

- 2 承認の対象となる漁船は、総トン数3トン以上5トン未満の動力漁船であつて次の各号のいずれかに該当するものとする。
(1)前年、海面において当該漁業の操業の実績を有する者
(2)委員会が特に認めた者

(制限又は条件)

- 3 この漁業の制限又は条件は次のとおりとする。

(1)操業禁止期間

高萩市大字高戸鼻突端正東線以北及び鹿嶋市大字平井南端パラボラアンテナ跡地（北緯35度57分14.79秒、東経140度39分45.89秒）から真方位60度の線以南の海面においては、12月15日から翌年3月15日までは操業してはならない。

(2)操業禁止区域

- ① 高萩市大字高戸鼻突端正東線以北の海面及び東茨城郡大洗町大洗岬灯台正東線以南の海面における、等深線20メートル以浅の海面においては操業してはならない。
② 高萩市大字高戸鼻突端正東線より南の海面及び東茨城郡大洗町大洗岬灯台正東線より北の海面における、等深線10メートル以浅の海面においては操業してはならない。ただし、各地先の共同漁業権漁場内について、漁業権免許を有する漁協から同意が得られ

た場合は、この限りではない。

- ③ 茨城県内に根拠地を有する漁船以外の漁船にあっては、高萩市大字高戸鼻突端正東線より南の海面又は鹿嶋市大字平井南端パラボラアンテナ跡地から真方位60度の線より北の海面においては操業してはならない。当該禁止区域の区分は、申請者の住所により決定する。

(3)承認証備え付け等

承認を受けた者は、操業の際は、承認証を当該漁船に備え付けるとともに別に定める標識を船橋両側面に表示しなければならない。

(漁獲実績報告書の提出)

- 4 この漁業の承認を受けた者は、操業終了後速やかに漁獲実績報告書をその者が所属する漁業協同組合に提出し、当該組合は一括取りまとめ委員会へ翌年の2月末日までに提出しなければならない。

この場合、県外に所在する漁業協同組合にあっては、その所在地を管轄する都道府県において一括取りまとめ提出するものとする。

(承認の取り消し)

- 5 この指示に違反した場合には、承認を取り消すことがある。

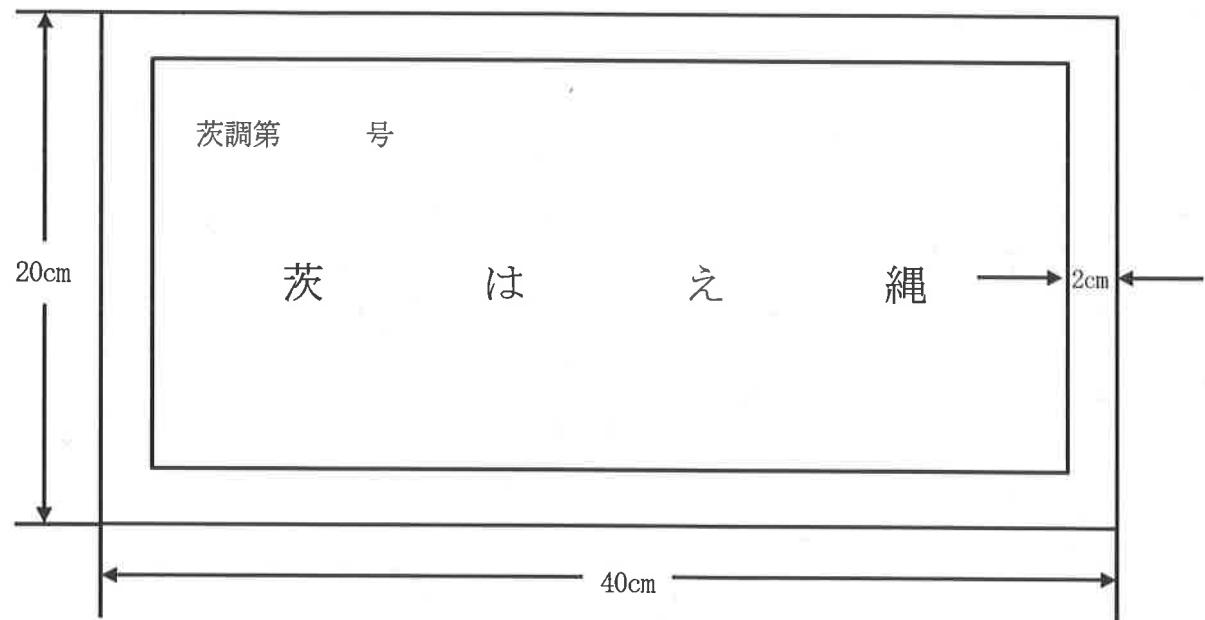
(指示の有効期間)

- 6 この指示の有効期間は、令和5年3月16日から令和6年3月15日までとする。

(取扱の細目)

- 7 この指示の定めるもののほか取扱いの細目については、はえ縄漁業に係る委員会指示取扱要領に定めるところによる。

標識



文字、枠とも黒色

はえ縄漁業委員会指示取扱要領

令和 年 月 日付け茨城海区漁業調整委員会指示第 号によるはえ縄漁業の委員会指示に基づく承認に関する取扱要領は、次のとおりとする。

(申請書の提出)

- 1 はえ縄漁業に係る操業の承認を受けようとする者は、使用する漁船ごとに承認申請書（別記様式第1号）に、次に掲げる書類を添えてその者が所属する漁業協同組合に提出し、当該組合長は申請書を一括取りまとめのうえ、操業承認申請総括表（別記様式第2号）と副申書（その他、各地先の共同漁業権漁場内について、漁業権免許を有する漁協から同意が得られた場合は、その同意書）を添えて委員会に提出しなければならない。この場合、県外に所在する漁業協同組合にあっては、その所属地を管轄する都道府県知事を経由するものとする。

(1) 申請理由書

- (2) 漁船原簿謄本（県外に住所を有する者に限る。）
- (3) 前年の水揚げ実績を証する書面（委員会指示4に規定する漁獲実績報告書を提出した者を除く。）

(承認申請書の提出期限)

- 2 承認申請書の提出期限は、原則として令和5年2月末日までとする。

(承認証の交付)

- 3 委員会が承認したときは、承認証（別記様式第3号）を申請者に交付する。

(承認証の書換交付)

- 4 承認証の記載事項（氏名又は名称を除く）に変更を生じたときは、遅滞なく承認証書換交付申請書（別記様式第4号）を委員会に提出し、書換交付を受けなければならない。

(承認証の再交付)

- 5 承認証を亡失し、又はき損したときは、遅滞なく承認証再交付申請書（別記様式第5号）を委員会に提出し再交付を受けなければならない。

(漁獲実績報告書)

- 6 委員会指示第4に規定する報告書の様式は、別記様式第6号とする。

はえ縄漁業操業承認申請書

令和 年 月 日

茨城海区漁業調整委員会会長 殿

申請者の住所

氏名又は名称

印

(漁協においてとりまとめの場合は押印不要)

委員会指示に基づくはえ縄漁業の承認を受けたいので、関係書類を添えて申請いたします。

記

1 使用漁船

(1) 船 名

(2) 漁船登録番号

(3) 総トン数

(4) 推進機関の種類及び馬力数

様式第2号

はえ縄漁業操業承認申請総括表

漁業協同組合

様式第3号(茨城県内に根拠地を有する漁船の場合)

茨調第 号

はえ縄漁業操業承認証

住所	
氏名又は名称	
船名	
漁船登録番号	
総トン数	
推進機関の種類及び馬力数	
承認有効期間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで
制限又は条件	<ul style="list-style-type: none"> (1) 高萩市大字高戸鼻突端正東線以北及び鹿嶋市大字平井南端パラボラアンテナ跡地(北緯35度57分14.79秒、東経140度39分45.89秒)から真方位60度の線以南の海面においては、12月15日から翌年3月15日までは操業してはならない。 (2) 高萩市大字高戸鼻突端正東線以北の海面及び東茨城郡大洗町大洗岬灯台正東線以南の海面における、等深線20メートル以浅の海面においては操業してはならない。 (3) 高萩市大字高戸鼻突端正東線より南の海面及び東茨城郡大洗町大洗岬灯台正東線より北の海面における、等深線10メートル以浅の海面においては操業してはならない。ただし、各地先の共同漁業権漁場内について、漁業権免許を有する漁協から同意が得られた場合は、この限りではない。 (4) 操業の際には、承認証を当該漁船に備え付けるとともに別に定める標識を船橋両側面に表示しなければならない。
令和 年 月 日	
茨城海区漁業調整委員会	
会長 高濱芳明	

様式第3号（茨城県内に根拠地を有する漁船以外の漁船の場合）

茨調第 号

はえ縄漁業操業承認証

住 所	
氏名又は名称	
船 名	
漁船登録番号	
総 ト ン 数	
推進機関の種類 及 び 馬 力 数	
承認有効期間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで
制限又は条件	<ul style="list-style-type: none"> (1) 高萩市大字高戸鼻突端正東線以北の海面においては、12月15日から翌年3月15日までは操業してはならない。 (2) 茨城県内に根拠地を有する漁船以外の漁船にあっては、高萩市大字高戸鼻突端正東線より南の海面においては操業してはならない。 (3) 高萩市大字高戸鼻突端正東線以北の海面における、等深線20メートル以浅の海面においては操業してはならない。 <p>又は</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 鹿嶋市大字平井南端パラボラアンテナ跡地（北緯35度57分14.79秒、東経140度39分45.89秒）から真方位60度の線以南の海面においては、12月15日から翌年3月15日までは操業してはならない。 (2) 茨城県内に根拠地を有する漁船以外の漁船にあっては、鹿嶋市大字平井南端パラボラアンテナ跡地から真方位60度の線より北の海面においては操業してはならない。 (3) 鹿嶋市大字平井南端パラボラアンテナ跡地から真方位60度の線以南の海面における、等深線20メートル以浅の海面においては操業してはならない。 <p>共通(4) 操業の際には、承認証を当該漁船に備え付けるとともに別に定める標識を船橋両側面に表示しなければならない。</p>

令和 年 月 日

茨城海区漁業調整委員会

会長 高濱芳明

令和 年 月 日

茨城海区漁業調整委員会会长 殿

申請者の住所

氏名又は名称

印

(漁協においてとりまとめの場合は押印不要)

はえ縄漁業操業承認証書換交付申請書

交付を受けた承認証（承認番号 ）の記載事項に、下記のとおり変更が生じたので書換交付を申請いたします。

記

1 変更内容

事 項	変 更 前	変 更 後

2 書換しようとする理由

令和 年 月 日

茨城海区漁業調整委員会会長 殿

申請者の住所

氏名又は名称

(印)

(漁協においてとりまとめの場合は押印不要)

はえ縄漁業操業承認証再交付申請書

交付を受けた承認証（承認番号 ）を亡失（き損）したので、再交付を申請します。

記

1 承認番号

2 船 名

3 亡失（き損）の理由

令和 年 月 日

茨城海区漁業調整委員会会長 殿

住 所

氏名又は名称

印

(漁協においてとりまとめの場合は押印不要)

はえ縄漁獲実績報告書

船名		登録番号		総トン数		操業期間		月 月	日から 日まで
----	--	------	--	------	--	------	--	-----	---------

操 業 状 況

操業日数	漁 獲 量							金額	備考
	ひらめ	かれい類	すずき	あいなめ		その他	計		
月分	kg	kg	kg	kg	kg	kg	kg	千円	
日									
計									

注 茨城県海面における操業について、1月分から12月分までの月別に集計した合計数を実績のある月ごとに記載すること。

はえ縄漁業（3トン以上5トン未満船）の委員会指示について

1 承認漁業とした経緯

平成元年当時、5トン以上20トン未満船のはえ縄漁業については、知事許可漁業（まぐろ、かじき、さめを目的とするもの以外）として千葉県船の入会隻数の枠が設定されていたが、5トン未満船については、自由漁業のため制限がなく、5トン以上船を上回る隻数が操業し、資源管理及び船びき網との調整上問題があったため、検討した結果、平成2年4月から委員会指示を行い、委員会承認漁業としている。

2 指示内容

- (1) 対象船：3トン以上5トン未満の動力漁船
- (2) 承認者：操業実績のある者及び委員会が特に認めた者
- (3) 制限又は条件

ア 操業禁止期間

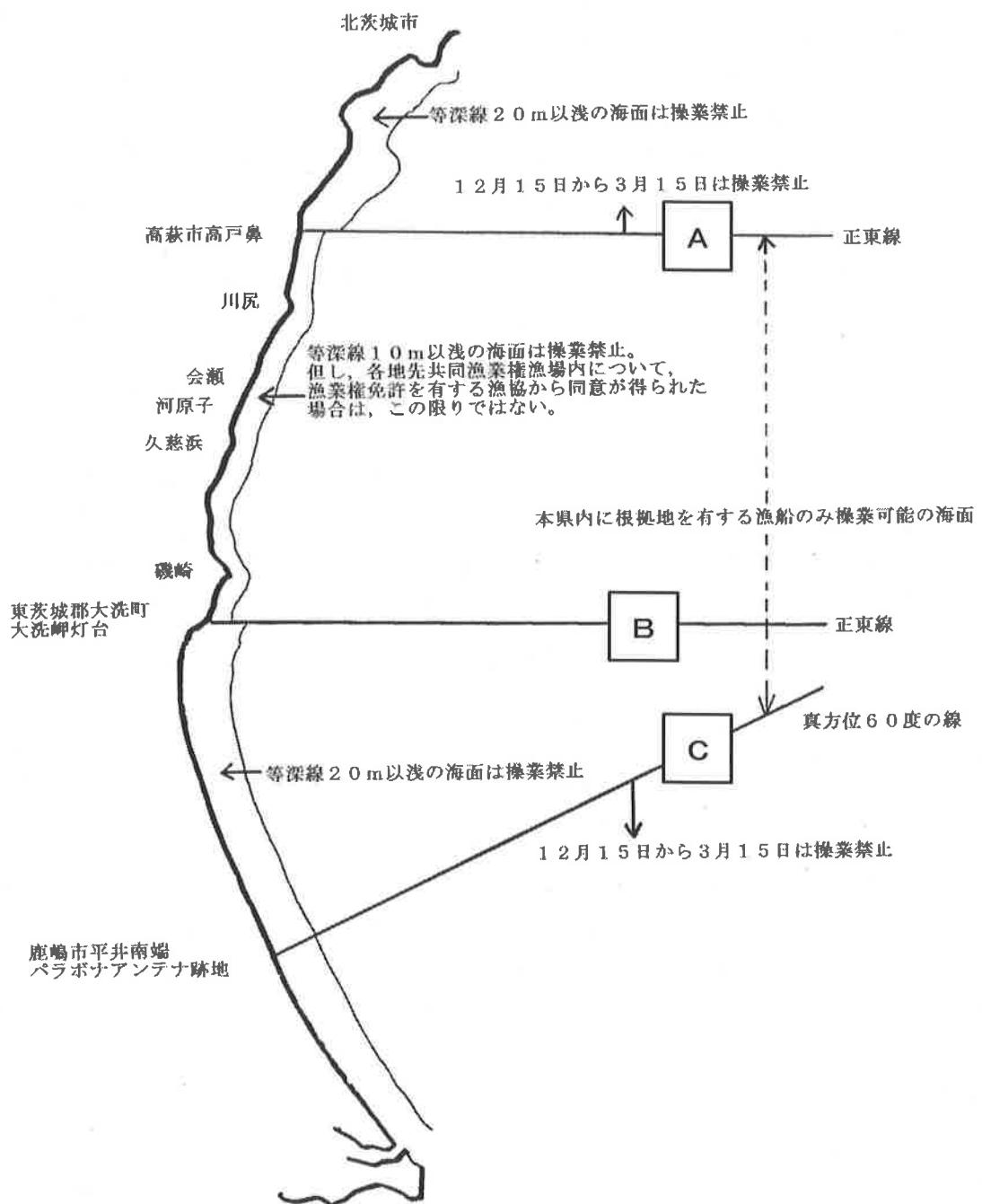
高萩市大字高戸鼻突端正東線以北及び鹿嶋市大字平井南端パラボラアンテナ跡地（北緯35度57分14.79秒、東経140度39分45.89秒）から真方位60度の線以南の海面において、12月15日から翌年3月15日まで。

イ 操業禁止区域

- ① 高萩市大字高戸鼻突端正東線以北の海面及び東茨城郡大洗町大洗岬灯台正東線以南の海面における、等深線20メートル以浅の海面。
- ② 高萩市大字高戸鼻突端正東線より南の海面及び東茨城郡大洗町大洗岬灯台正東線より北の海面における、等深線10メートル以浅の海面。ただし、各地先共同漁業権漁場内について、漁業権免許を有する漁協から同意が得られた場合はこの限りでない。
- ③ 茨城県内に根拠地を有する漁船以外の漁船にあっては、高萩市大字高戸鼻突端正東線より南の海面又は鹿嶋市大字平井南端パラボラアンテナ跡地から真方位60度の線より北の海面。当該禁止区域の区分は、申請者の住所により決定。

- (4) 有効期間：令和5年3月16日～翌年3月15日

操業禁止区域図



はえ縄漁業（3トン以上5トン未満船）の承認状況

(令和4年10月31日現在)

所 属 漁 協 等	承 認 隻 数
平潟漁業協同組合	8隻
大津漁業協同組合	3隻
川尻漁業協同組合	8隻
磯崎漁業協同組合	5隻
那珂湊漁業協同組合	7隻
大洗町漁業協同組合	10隻
鹿島灘漁業協同組合	56隻
はさき漁業協同組合	12隻
本 県 計	109隻
千葉県(銚子市漁業協同組合)	25隻
合 计	134隻

※委員会指示有効期間：令和4年3月16日～令和5年3月15日

資料No. 2 - 1

(案)

茨漁調委諮問第 号

茨城県海面利用協議会

大洗サンビーチにおけるはまぐりの過剰採捕の抑制及び持続的な利用の推進を図るため、漁業法(昭和24年法律第267号) 第120条第1項の規定に基づき、はまぐりの採捕制限に関する委員会指示を発動した
いので、平成14年12月12日付け水産庁長官通知により意見を求める。

令和 年 月 日

茨城海区漁業調整委員会
会長 高濱 芳明

指 示 (案)

(茨城海区漁業調整委員会)

茨城海区漁業調整委員会指示第 号

大洗サンビーチにおけるはまぐりの過剰採捕の抑制及び持続的な利用の推進を図るために、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

令和 年 月 日

茨城海区漁業調整委員会
会長 高濱 芳明

1 次の表の左欄に掲げる区域（以下「第1・第2サンビーチ」という。）においては、はまぐりを採捕ができる重量を、1人1日あたり1kgまでとする。ただし、試験研究又は増養殖を目的とするものとして、茨城海区漁業調整委員会の承認を受けた者は、この限りではない。

採捕量の制限を設定する区域		
区 域	基 点 等 の 位 置	
大洗 サンビーチ (第1・第 2サンビー チ)	イ、ウ及びエの 各点を順次に結ん だ線とア、オ及び 最大高潮時海岸線 によって囲まれた 区域	ア：大貫地区海岸突堤 イ：アの沖側突端部の点 ウ：AとBを結んだ線とイから104度（真方位）に 引いた線との交点 エ：オの沖側突端部の点 オ：大洗港区西防砂堤 A：漁業権漁場基点（以下基点という）第6号から 30度35分（真方位）1,099メートルの点を中心 とする半径3,600メートルの円と基点第7号から 110度46分49秒（真方位）引いた線との交点 B：基点7号から161度32分17秒（真方位）640メー トルの点 基点6号：大洗岬灯台（東茨城郡大洗町）の中心点 基点7号：東茨城郡大洗町大貫町字前原下256番地 の66地先に設置した標識

2 この指示の有効期間は、令和5年4月1日から令和8年3月31日までとする。

3 この指示の定めるもののほか取扱いの細目については、第1・第2サンビーチにおけるはまぐりの採捕に係る委員会指示取扱要領の定めるところによる。

採捕数量制限の設定区域図



第1・第2サンビーチにおけるはまぐりの採捕に係る委員会指示取扱要領

令和 年 月 日付け茨城海区漁業調整委員会指示第 号による、はまぐりの採捕に係る委員会指示に基づく承認に関する取扱いは、次のとおりとする。

(申請書の提出)

- 1 第1・第2サンビーチにおいて、制限を超えるはまぐりの採捕の承認を受けようとする者は、承認申請書（様式第1号）を委員会に提出しなければならない。

(承認証の交付)

- 2 委員会が承認したときは、承認証（様式第2号）を申請者に交付する。

(承認の条件)

- 3 承認の条件は、次のとおりとする。
 - (1) 採捕にあたっては、委員会が交付した承認証を携帯しなければならない。
 - (2) 採捕の承認を受けた者は、採捕終了後速やかに採捕状況を委員会に報告しなければならない。

(承認証の書換交付)

- 4 承認証の記載事項（氏名又は名称を除く）に変更を生じたときは、遅滞なく承認証書換交付申請書（様式第3号）を委員会に提出し、書換交付を受けなければならない。

(承認証の再交付)

- 5 承認証を亡失し、又はき損したときは、遅滞なく承認証再交付申請書（様式第4号）を委員会に提出し再交付を受けなければならない。

様式第1号

第1・第2サンビーチにおけるはまぐり試験研究等採捕承認申請書

令和 年 月 日

茨城海区漁業調整委員会会长 殿

申請者の住所

氏名又は名称

(印)

(電話番号

)

委員会指示に基づく採捕量を設定する区域におけるはまぐりの採捕承認を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 目的

2 採捕計画の概要

- (1) 採捕場所
- (2) 採捕期間
- (3) 採捕数量
- (4) 使用する漁具及び漁法
- (5) 使用する船名
- (6) 採捕に従事する者の住所及び氏名

3 添付書類

試験研究又は教育実習計画書等

様式第2号

茨調第 号	
第1・第2サンビーチにおけるはまぐり試験研究等採捕承認証	
住 所	
氏名又は名称	
採 捕 場 所	
採 捕 数 量	
使用する漁具 及 び 漁 法	
使用する船名	
採捕に従事する 者 の 住 所 及 び 氏 名	
承認有効期間	
令和 年 月 日	
茨城海区漁業調整委員会	
会長 高 濱 芳 明	

様式第3号

令和 年 月 日

茨城海区漁業調整委員会会长 殿

申請者の住所

氏名又は名称

(印)

第1・第2サンビーチにおけるはまぐり試験研究等採捕承認証書換交付申請書

交付を受けた承認証（承認番号 ）の記載事項に下記のとおり変更が生じたので、
書換交付を申請します。

記

1 変更事項

事 項	変 更 前	変 更 後

2 書換えようとする理由

令和 年 月 日

茨城海区漁業調整委員会会長 殿

申請者の住所

氏名又は名称

(印)

第1・第2サンビーチにおけるはまぐり試験研究等採捕承認証再交付申請書

交付を受けた承認証（承認番号 ）を亡失（き損）したので、再交付を申請します。

記

1 承認番号

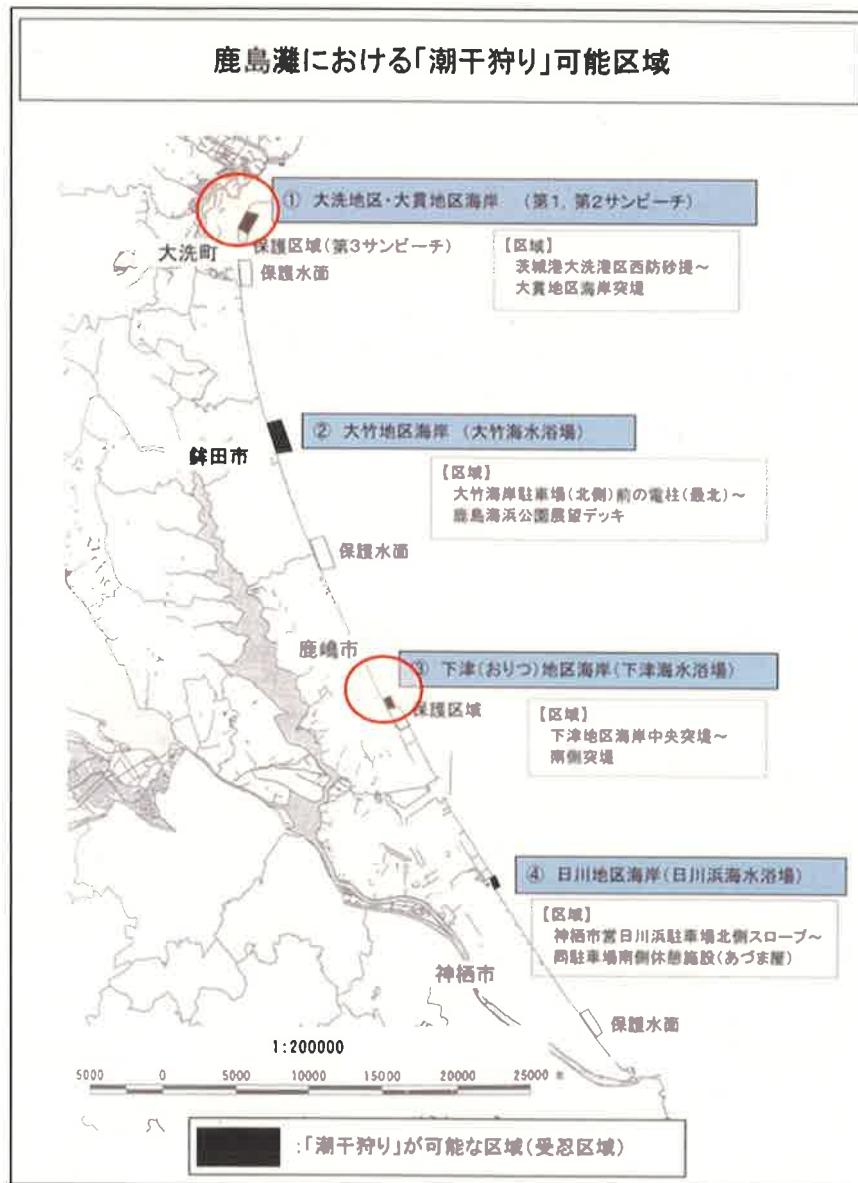
2 船 名

3 亡失（き損）の理由

鹿島灘沿岸のハマグリ採捕規制（概要説明）

1. 鹿島灘沿岸におけるハマグリの採捕規制の経緯

- 鹿島灘のハマグリ資源は、平成5年以降、資源量及び漁獲量が低下し続けていたが、平成26年生まれに平成5年以来の大量発生が見られた。
- それまでは、図中の3か所の保護水面を除く大部分の砂浜で採捕可能としていたが、潮干狩りの遊漁者が非常に多くなったことや、違反漁具による密漁が目立っていたことから、資源保護のため遊漁の規制強化の必要性が高まった。
- 平成29年6月茨城海区漁業調整委員会、同年8月関係者の協議を経て、平成30年4月1日から、潮干狩りを認めるとする漁業権侵害への受忍区域を「大洗サンビーチ（第1・第2）、鉾田市大竹、鹿嶋市下津、神栖市日川浜」の4箇所に限定することとした。
- また、漁業権が消滅しているが、ハマグリ稚貝の発生の多い海岸（大洗第3サンビーチ、鹿嶋市平井海岸）については、委員会指示による保護区域を定め、ハマグリの採捕を禁止してきた。



2. 大洗サンビーチにおける現状と対応の方向性

第1・第2サンビーチ

- ・ 現在、潮干狩りを可能とし、採捕上限（1kg／人日）を定めているが、あくまで要請であり法的根拠がない。このため、上限を超えた採捕を制限できない。この状況に対し、大洗町役場及び大洗町漁協から法的根拠に基づく採捕上限を定めるよう県に対し要望書の提出があった（参考資料）。
- ・ そのため県では、ハマグリの過剰採捕の抑制及び持続的な利用の促進を図ることを目的に、法的根拠による1kg／人日上限の規制を可能とするため、新たに、令和5年4月から施行、有効期間を3カ年、1kg／人日上限とする委員会指示の発出を、漁業調整委員会に要請する。
- ・ なお、委員会指示の有効期間を3カ年とする理由は、有効期間が終了した場合、知事から発出される裏付命令も同時に無効となることから、第一・第二サンビーチにおける遊漁の秩序を維持するために、裏付け命令の有効期間を1か年以上とすることが必要であり、その根拠となる委員会指示においてもその有効期間を複数年とする必要があるからである。

第3サンビーチ

- ・ 現在は、委員会指示による採捕禁止の規制があるが、その性質上委員会指示の強制力は弱いため、違法採捕が見受けられるが検挙が困難な状況にある。この状況に対しても、町役場および漁協からの要望により、規制の強化を要望されている。また現在、県および海上保安部等では、知事からの裏付命令発出を想定した委員会指示違反の取締りを行っているところである（資料2－3）。
- ・ 今後は委員会指示違反に対する漁業法に基づく知事の裏付け命令の手続きによらず、採捕自体を犯行と指定することで直接検挙が可能となるよう、県では、漁業調整規則改正による禁止区域等の設定を検討する。
- ・ 漁業調整規則の改正・施行には、国の認可および周知期間の設定を要し、令和5年4月からの施行は難しいため、現行の委員会指示の発出継続を要請する。なお、有効期間を3カ年とする理由は前述のとおりである。

3. 鹿嶋市平井浜における現状と対応の方向性

- ・ 現在、大洗第3サンビーチと同様、委員会指示によりし、一般の採捕を禁止している。今年はハマグリの分布が例年になく多いため、違法な採捕が見受けられる。
- ・ 地元の鹿島灘漁協からは、強制力の強い規制の制定を求められていることから、第3サンビーチと同じく、調整規則改正による禁止区域の設定を検討する。
- ・ 漁業調整規則の改正・施行には、国の認可および周知期間の設定を要し、令和5年4月からの施行は難しいため、現行の委員会指示の発出継続を要請する。なお、有効期間を3カ年とする理由は前述のとおりである。

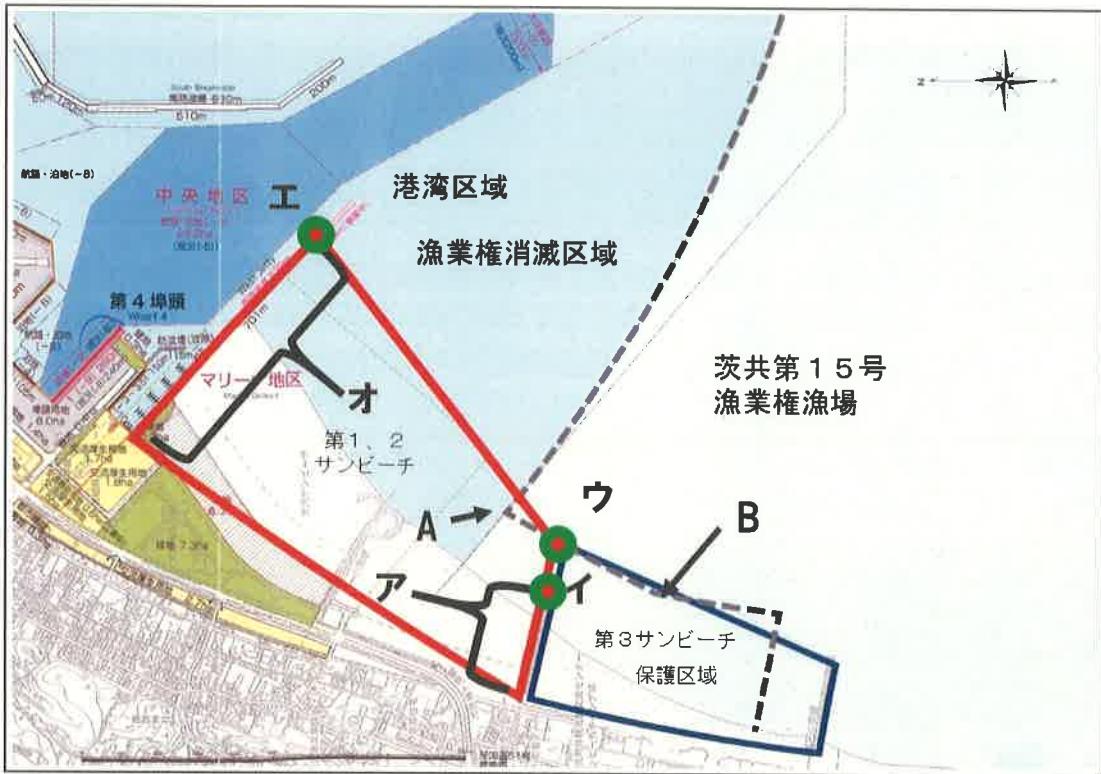
(規制の有効期間)

	R4	R5	R6	R7	
大洗第1・ 2SB (委員会指示)		(新規) 			3ヵ年
大洗第3SB・ 鹿嶋市平井浜 保護区域 (委員会指示)		(継続) 			3ヵ年 禁止区域施行後、委員会指示は発出しない
禁止区域 (調整規則)			移行 		R5年度中に施行

(大洗サンビーチにおける規制区域図)



(大洗サンビーチにおける規制区域図（拡大）)



(鹿嶋市平井浜における規制区域図)



鹿嶋市平井浜（網掛部に）
現在委員会指示による
保護区域設定（継続）



↓
点線部に禁止区域設定を
検討

参考資料

令和4年7月21日

茨城県農林水産部
次長兼漁政課長 背木 雅志 様

大洗町長 國井 積

ハマグリの過剰採捕規制強化について（要望）

本町の水産業振興につきまして、日頃より格別なご高配を賜り深く感謝申し上げます。

さて、本県における潮干狩りは、鹿島灘の4区域において認められている中で、近年の大洗地区（大洗サンビーチ）においては、ハマグリの稚貝が多く発生している状況が続いております。

また、本地区は、サーフィンをはじめとして年間を通じた海辺のレジャーを親しむ観光エリアとなっており、特にゴールデンウイークをピークに、潮干狩りに訪れる遊漁者で賑わっております。

そのような中で、第1・2サンビーチにおいては遊漁者の過剰採捕が、第3サンビーチの保護区域においては違法採捕が多く見受けられており、漁業者や住民から規制を強化して欲しいとの声が町に多く寄せられております。

本町としましては、防災行政無線や広報誌・デジタルサイネージを活用した「潮干狩りのルール周知活動」に取り組み、過剰採捕等の抑制の呼びかけを行っております。また、大洗町漁業協同組合においては、第1・2サンビーチに発生する稚貝を漁獲資源に添加させるべく、特別採捕による移植放流事業を継続的に実施しております。しかしながら、町及び漁業協同組合の取り組みのみではハマグリ資源の過剰採捕等を抑制するには至っておりません。

つきましては、資源保護と潮干狩りが持続的に共存できる水産資源の管理を構築できるよう、下記事項について、特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

記

- 1 第1・2サンビーチにおいて、現在は1日1人当りの採捕上限が設定されていないため、法令等により採捕上限を定めること。
- 2 第3サンビーチにおいて、現在の茨城県海区調整委員会指示では規制が弱いため、より規制の強い措置を講じること。（または、保護水面の設定等を行うこと。）
- 3 大洗地区において、持続的な水産資源の管理が可能となるよう漁業権の再設定を検討すること。

ハマグリの過剰採捕規制強化についての要望書

本組合の振興につきましては、日頃より格別のご高配を賜り深く感謝申し上げます。さて、沿岸漁業を取り巻く環境は、回遊性資源の年変動やコロナ禍における魚価の低迷、急激な円安に伴う燃料や漁業資材の高騰によるコスト増が重くのしかかっている上、加えて本年の春シラス漁は不漁が続いており、大変厳しい状況が続しております。

そのような中で、安定した漁獲が期待できるハマグリ漁については、茨共第十五号共同漁業免許を受け、他漁協と協調した輪番制採漁や様々な資源管理に取り組みながらハマグリ資源を絶やさないよう努めております。

しかし一方では、平成三十年に潤干狩りができる場所を「鹿島港4地区に限定する」規制改正がなされ、漁業者が受忍するかたちで、一般の方に採捕を認めております。

大洗地区（大洗サンビーチ）においては、近年ハマグリの稚貝が多く発生している状況が続いている、第一・ニサンビーチにおいては遊漁者の過剰採捕が、第三サンビーチ保護区域においては、違法採捕が多く見受けられております。については、今後の採漁に大きな影響を及ぼすことが危惧されることから、第六回大洗町漁業協同組合理事会にて、次の事項についての規制強化を要望することを決定いたしました。

- 一 第一・ニサンビーチにおいて、現在は一日一人当たりの採捕上限が設定されていないため、法令等により採捕上限を定めること。
- 二 第三サンビーチにおいて、現在の茨城県海区調整委員会指示では規制が弱いため、より規制の強い措置を講ずること。（または、保護水面の設定等を行なうこと。）
- 三 大洗地区において、持続的な水産資源の管理が可能となるよう漁業権の再設定を検討すること

本組合といたしましては、今後とも水産資源の持続的な利用に努めて参る所存でありますので、本要望について特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

令和四年七月二十一日

茨城県農林水産部 次長兼漁政課長 育木 雅志 殿

大洗町漁業協同組合 代表理事組合長 飛田 正義



資料No. 3 - 1

(案)

茨漁調委諮問第 号

茨城県海面利用協議会

大洗サンビーチ及び鹿島港北側平井浜におけるはまぐり資源の保護
及び資源管理型漁業の推進を図るため、漁業法(昭和24年法律第267号)
第120条第1項の規定に基づき、はまぐりの採捕制限に関する委員会
指示を発動したいので、平成14年12月12日付け水産庁長官通知により
意見を求める。

令和 年 月 日

茨城海区漁業調整委員会
会長 高濱 芳明

指 示 (案)

(茨城海区漁業調整委員会)

茨城海区漁業調整委員会指示第 号

はまぐりの保護及び資源管理型漁業の推進を図るため、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

令和 年 月 日

茨城海区漁業調整委員会
会長 高 濱 芳 明

1 次の表の左欄に掲げる区域（以下「保護区域」という。）においては、はまぐりの採捕を禁止する。ただし、試験研究又は増養殖を目的とするものとして、茨城海区漁業調整委員会の承認を受けた者は、この限りではない。

保 護 区 域		
区 域	基 点 等 の 位 置	
大洗 サンビーチ	イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線とア、オ及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域	ア：大貫地区海岸突堤 イ：アの沖側突端部の点 ウ：AとBを結んだ線とイから104度（真方位）に引いた線との交点 エ：オの基部から280メートルの屈折点 オ：ヘッドランドNo40 A：漁業権漁場基点（以下基点という）第6号から30度35分（真方位）1,099メートルの点を中心とする半径3,600メートルの円と基点第7号から110度46分49秒（真方位）引いた線との交点 B：基点7号から161度32分17秒（真方位）640メートルの点 基点6号：大洗岬灯台（東茨城郡大洗町）の中心点 基点7号：東茨城郡大洗町大貫町字前原下256番地の66地先に設置した標識

鹿島港 北側平井浜	イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線とア、オ及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域	ア：鹿島港海岸突堤(平井) イ：アの沖側突端部の点 ウ：北海浜第2地区防波堤東側突端部の点 エ：北海浜第2船だまり防波堤の基部の点 オ：北海浜側面護岸
--------------	---	---

- 2 この指示の有効期間は、令和5年4月1日から令和8年3月31日までとする。
- 3 この指示の定めるもののほか取扱いの細目については、保護区域におけるはまぐりの採捕に係る委員会指示取扱要領の定めるところによる。

保護区域におけるはまぐりの採捕に係る委員会指示取扱要領

令和 年 月 日付け茨城海区漁業調整委員会指示第 号による、はまぐりの採捕に係る委員会指示に基づく承認に関する取扱いは、次のとおりとする。

(申請書の提出)

- 1 保護区域におけるはまぐりの採捕の承認を受けようとする者は、承認申請書（様式第1号）を委員会に提出しなければならない。

(承認証の交付)

- 2 委員会が承認したときは、承認証（様式第2号）を申請者に交付する。

(承認の条件)

- 3 承認の条件は、次のとおりとする。
 - (1) 採捕にあたっては、委員会が交付した承認証を携帯しなければならない。
 - (2) 採捕の承認を受けた者は、採捕終了後速やかに採捕状況を委員会に報告しなければならない。

(承認証の書換交付)

- 4 承認証の記載事項（氏名又は名称を除く）に変更を生じたときは、遅滞なく承認証書換交付申請書（様式第3号）を委員会に提出し、書換交付を受けなければならない。

(承認証の再交付)

- 5 承認証を亡失し、又はき損したときは、遅滞なく承認証再交付申請書（様式第4号）を委員会に提出し再交付を受けなければならない。

様式第1号

保護区域におけるはまぐり試験研究等採捕承認申請書

令和 年 月 日

茨城海区漁業調整委員会会長 殿

申請者の住所

氏名又は名称

(印)

(電話番号

)

委員会指示に基づく保護区域におけるはまぐりの採捕承認を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 目的

2 採捕計画の概要

- (1) 採捕場所
- (2) 採捕期間
- (3) 採捕数量
- (4) 使用する漁具及び漁法
- (5) 使用する船名
- (6) 採捕に従事する者の住所及び氏名

3 添付書類

試験研究又は教育実習計画書、関係漁業協同組合の同意書等

様式第2号

茨調第 号	
保護区域におけるはまぐり試験研究等採捕承認証	
住 所	
氏名又は名称	
採 捕 場 所	
採 捕 数 量	
使用する漁具 及 び 漁 法	
使用する船名	
採捕に従事する 者 の 住 所 及 び 氏 名	
承認有効期間	
令和 年 月 日	
茨城海区漁業調整委員会	
会長 高 濱 芳 明	

様式第3号

令和 年 月 日

茨城海区漁業調整委員会会長 殿

申請者の住所

氏名又は名称

(印)

保護区域におけるはまぐり試験研究等採捕承認証書換交付申請書

交付を受けた承認証（承認番号 ）の記載事項に下記のとおり変更が生じたので、
書換交付を申請します。

記

1 変更事項

事 項	変 更 前	変 更 後

2 書換えようとする理由

令和 年 月 日

茨城海区漁業調整委員会会長 殿

申請者の住所
氏名又は名称

(印)

保護区域におけるはまぐり試験研究等採捕承認証再交付申請書

交付を受けた承認証（承認番号 ）を亡失（き損）したので、再交付を申請します。

記

1 承認番号

2 船 名

3 亡失（き損）の理由

保護区域設定によるはまぐり採捕禁止に係る委員会指示 経過及び概要

1 経過

平成 18 年 11 月	鹿島灘漁業権共有組合連合会が当委員会あて要望書を提出 (大洗サンビーチ、鹿島港北側平井浜に保護区域設定を要望)
平成 18 年 12 月	海面利用協議会へ委員会指示案を諮問
平成 19 年 3 月	答申を受け、委員会指示発動を決定 (第 393 回委員会)
平成 19 年 4 月	委員会指示発動 (平成 19 年 3 月 19 日指示)
平成 19 年 11 月	鹿島灘漁業権共有組合連合会が当委員会あて要望書を提出 (鹿島港北側平井浜の保護区域拡大を要望) 海面利用協議会へ委員会指示案を諮問
平成 19 年 12 月	答申を受け、委員会指示発動を決定 (第 398 回委員会)
平成 20 年 4 月	委員会指示発動 (以降、平成 30 年 3 月 31 日まで毎年同様の指示を発動)
平成 29 年 11 月	鹿島灘漁業権共有組合連合会が当委員会あて要望書を提出 (大洗サンビーチの保護区域を第 1 から第 3 に変更) 海面利用協議会へ委員会指示案を諮問
平成 29 年 12 月	答申を受け、委員会指示発動を決定 (第 472 回委員会)
平成 30 年 4 月	委員会指示発動 期間 : H30. 4. 1 ~ H31. 3. 31 〔以降、毎年海面利用協議会からの答申を受け、同様の指示を発動〕

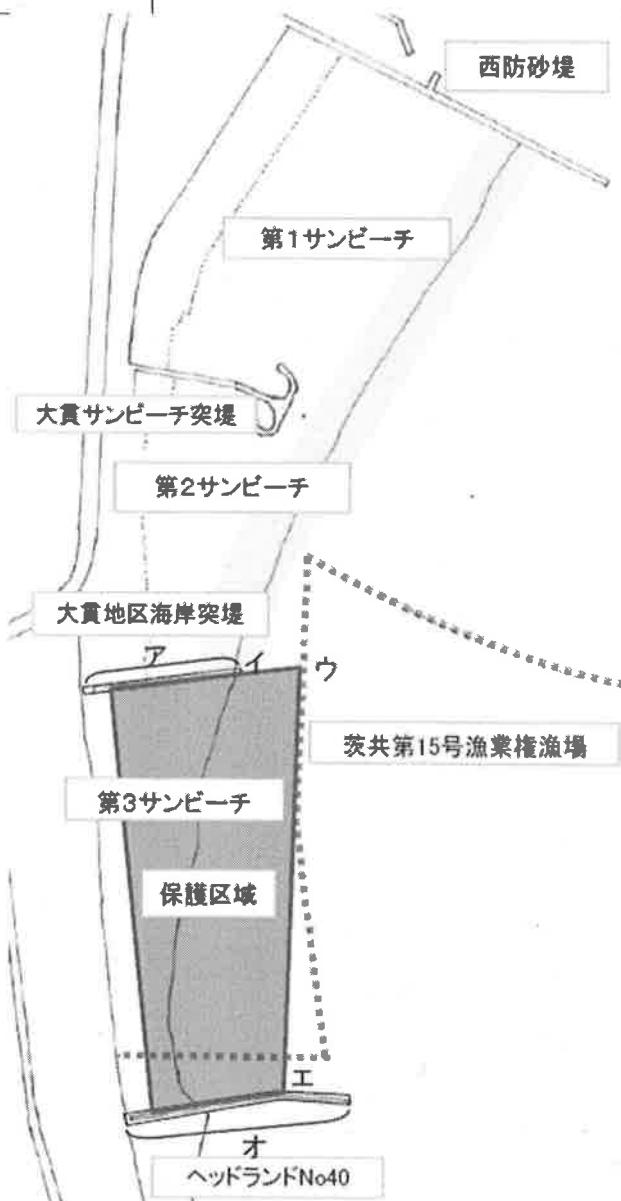
2 概要

- (1) 目的：はまぐり資源の保護
- (2) 内容：大洗サンビーチ及び鹿島港北側平井浜に保護区域を設定し、はまぐり採捕を禁止
- (3) 有効期間：令和 5 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

保 護 区 域 図

○大洗サンビーチ

区 域	基 点 等 の 位 置
イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線とア、オ及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域	<p>ア：大貫地区海岸突堤 イ：アの沖側突端部の点 ウ：AとBを結んだ線とイから104度（真方位）に引いた線との交点 エ：オの基部から280メートルの屈折点 オ：ヘッドランドNo40 A：漁業権漁場基点（以下基点という）第6号から30度35分（真方位）1,099メートルの点を中心とする半径3,600メートルの円と基点第7号から110度46分49秒（真方位）引いた線との交点 B：基点7号から161度32分17秒（真方位）640メートルの点 基点6号：大洗岬灯台（東茨城郡大洗町）の中心点 基点7号：東茨城郡大洗町大貫町字前原下256番地の66号に設置した標識</p>

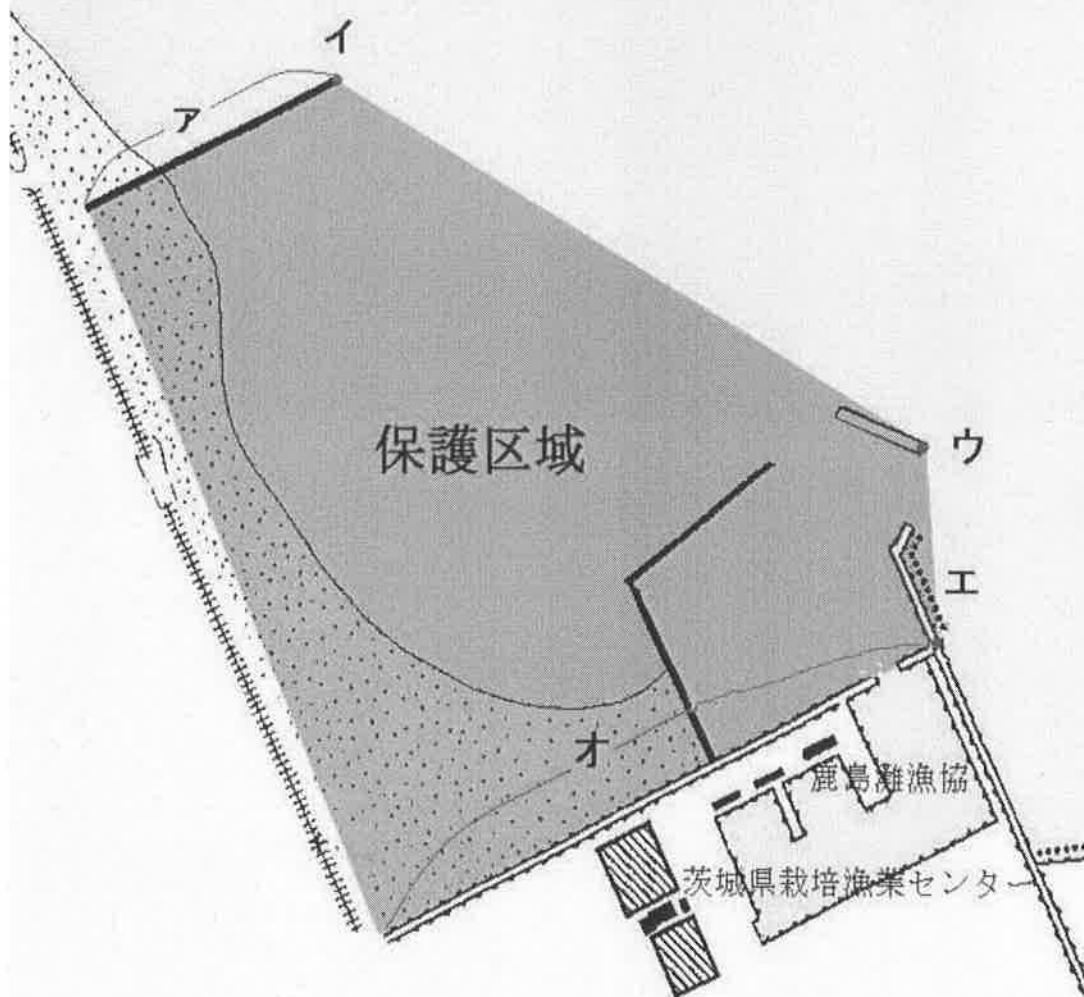


○鹿島港北側平井浜

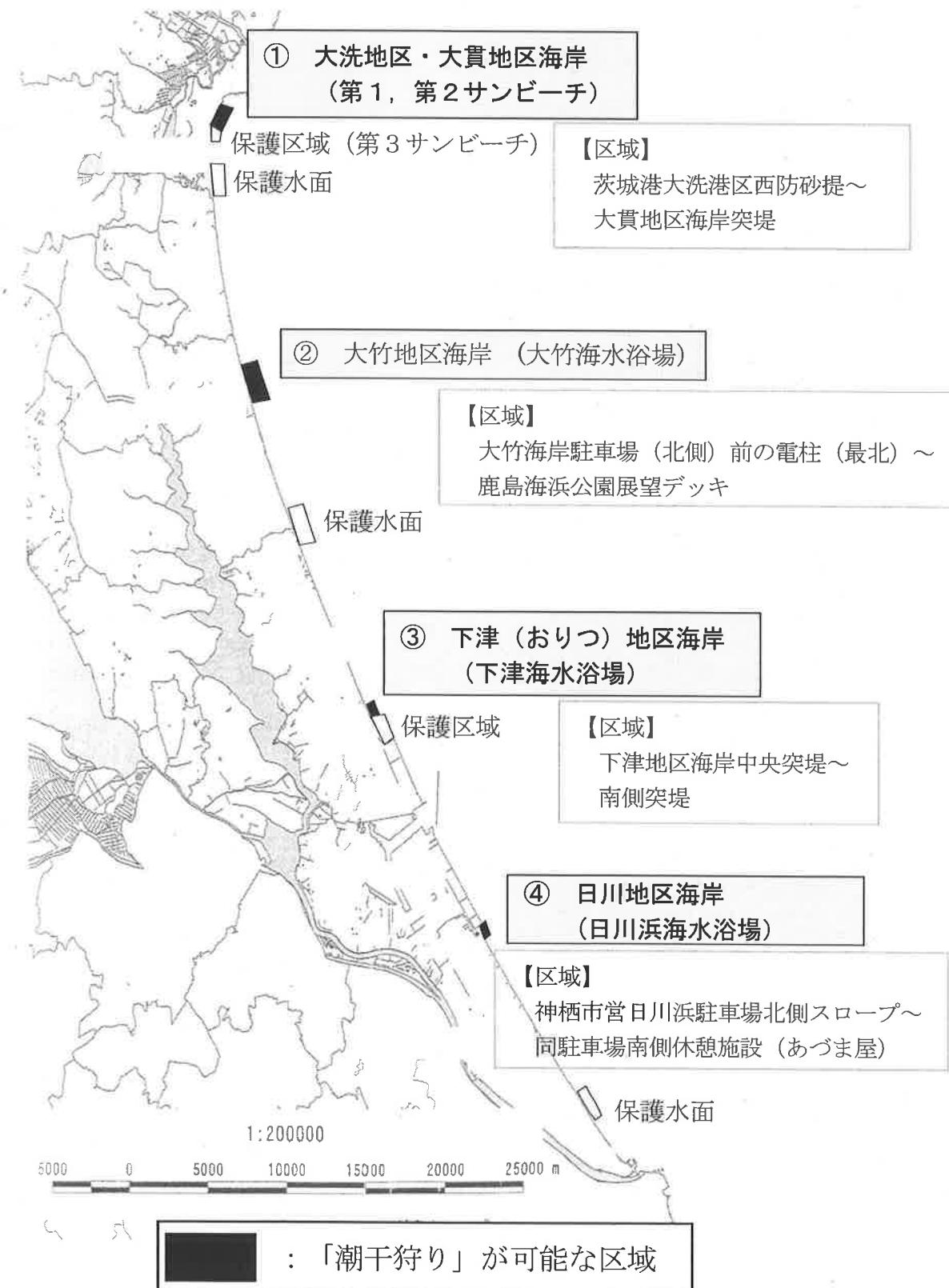
区 域	基 点 等 の 位 置
イ、ウ及びエの各点を順次に結んだ線とア、オ及び最大高潮時海岸線によって囲まれた区域	ア：鹿島港海岸突堤(平井) イ：アの沖側突端部の点 ウ：北海浜第2地区防波堤東側突端部の点 エ：北海浜第2船だまり防波堤の基部の点 オ：北海浜側面護岸

(鹿島港北側平井浜)

鹿 島 滩



鹿島灘における「潮干狩り」可能区域



資料No. 4 - 1

(案)

茨漁調委諮問第 号

茨城県海面利用協議会

ひらめ資源の繁殖保護を図るため、漁業法(昭和 24 年法律第 267 号)
第 120 条第 1 項の規定に基づき、全長 30 センチメートル未満のひら
めの採捕制限に関する委員会指示を発動したいので、平成 14 年 12 月
12 日付け水産庁長官通知により意見を求める。

令和 年 月 日

茨城海区漁業調整委員会
会長 高濱 芳明

指 示 (案)

(茨城海区漁業調整委員会)

茨城海区漁業調整委員会指示第 号

ひらめ資源の繁殖保護を図るため、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき次のとおり指示する。

令和 年 月 日

茨城海区漁業調整委員会
会長 高 濱 芳 明

- 1 茨城県海面において、全長30センチメートル未満のひらめを採捕してはならない。
ただし、試験研究又は教育実習を目的とするものとして、茨城海区漁業調整委員会の承認を受けた者は、この限りでない。
- 2 この指示の有効期間は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までとする。
- 3 この指示の定めるもののほか取扱いの細目については、ひらめの採捕に係る委員会指示取扱要領に定めるところによる。

ひらめの採捕に係る委員会指示取扱要領

令和 年 月 日付け茨城海区漁業調整委員会指示第 号による、全長30センチメートル未満のひらめの採捕に係る委員会指示に基づく承認に関する取扱いは次のとおりとする。

(申請書の提出)

- 1 全長30センチメートル未満のひらめ採捕承認を受けようとする者は、承認申請書（様式第1号）を委員会に提出しなければならない。

(承認証の交付)

- 2 委員会が承認したときは、承認証（様式第2号）を申請者に交付する。

(承認の条件)

- 3 承認の条件は、次のとおりとする。
 - (1) 採捕にあたっては、委員会が交付した承認証を携帯しなければならない。
 - (2) 採捕の承認を受けた者は、採捕終了後速やかに採捕状況を委員会に報告しなければならない。

(承認証の書換交付)

- 4 承認証の記載事項（氏名又は名称を除く）に変更を生じたときは、遅滞なく承認証書換交付申請書（様式第3号）を委員会に提出し、書換交付を受けなければならない。

(承認証の再交付)

- 5 承認証を亡失し、又はき損したときは、遅滞なく承認証再交付申請書（様式第4号）を委員会に提出し再交付を受けなければならない。

様式第1号

ひらめ試験研究等採捕承認申請書

令和 年 月 日

茨城海区漁業調整委員会会長 殿

申請者の住所

氏名又は名称

印

(電話番号)

委員会指示に基づく全長30センチメートル未満のひらめの採捕承認を受けたいので、下記のとおり申請いたします。

記

1 目的

2 計画の概要

- (1)採捕場所
- (2)採捕期間
- (3)採捕数量
- (4)使用する漁具及び漁法
- (5)使用する船名
- (6)採捕に従事する者の住所及び氏名

3 添付書類

試験研究又は教育実習計画書、関係漁業協同組合の同意書等

様式第2号

茨調第 号	
ひらめ試験研究等採捕承認証	
住 所	
氏名又は名称	
採 捕 場 所	
採 捕 数 量	
使用する漁具 及 び 漁 法	
使用する船名	
採捕に従事する 者 の 住 所 及 び 氏 名	
承認有効期間	
令和 年 月 日	
茨城海区漁業調整委員会	
会長 高 濱 芳 明	

様式第3号

令和 年 月 日

茨城海区漁業調整委員会会長 殿

申請者の住所

氏名又は名称

印

ひらめ試験研究等採捕承認証書換交付申請書

交付を受けた承認証（承認番号 ）の記載事項に下記のとおり変更が生じたので、
書換交付を申請します。

記

1 変更事項

事 項	変 更 前	変 更 後

2 書換えようとする理由

様式第4号

令和 年 月 日

茨城海区漁業調整委員会会長 殿

申請者の住所
氏名又は名称

(印)

ひらめ試験研究等採捕承認証再交付申請書

交付を受けた承認証（承認番号 ）を亡失（き損）したので、再交付を申請します。

記

1 承認番号

2 船 名

3 亡失（き損）の理由

資料No.4－2

全長30cm未満のひらめ採捕禁止に係る委員会指示 経過及び概要

1 経過

平成6年3月	県資源管理型漁業推進協議会が、全長制限・保護海域及び保護期間の設定、小底の漁具改善等を内容とするひらめ資源管理推進指針を策定
平成7年8月	県栽培漁業センター開所 同センターがヒラメ種苗の本格的な大量生産・放流を開始
平成8年2月	海面利用協議会へ委員会指示案を諮問
平成8年3月	答申を受け、委員会指示発動を決定（第315回委員会）
平成8年4月	委員会指示を発動（平成8年3月21日指示） 〔以降、毎年海面利用協議会からの答申を受け、同様の指示を発動〕

2 概要

- (1) 目的：ひらめ資源の保護
- (2) 内容：茨城県海面における全長30cm未満のひらめの採捕を禁止とする。
- (3) 有効期間：4月1日から翌年3月31日まで

3 参考

近県の状況

青森県	平成2年から全長35cm未満のひらめは再放流 (県資源回復計画)
岩手県	平成19年から全長30cm未満のひらめの採捕を禁止 (委員会指示)
宮城县	宮城県北部で平成8年から全長30cm未満のひらめの採捕を禁止 (自主規制) 宮城県中部・南部で平成12年から全長35cm未満のひらめの採捕を禁止 (自主規制)
福島県	平成5年から全長30cm未満のひらめの採捕を禁止 (委員会指示) 平成28年より全長50cm未満のひらめの採捕を禁止 (自主規制)
千葉県	平成12年から全長30cm未満のひらめの採捕を禁止 (自主規制)

資料No. 5 - 1

(案)

茨漁調委諮問第 号

茨城県海面利用協議会

さけ及びます資源の保護を図るため、漁業法(昭和24年法律第267号)
第120条第1項の規定に基づき、さけ及びますの採捕制限に関する委員
会指示を発動したいので、平成14年12月12日付け水産庁長官通知により
意見を求める。

令和 年 月 日

茨城海区漁業調整委員会
会長 高濱 芳明

指 示 (案)
(茨城海区漁業調整委員会)

茨城海区漁業調整委員会指示第 号

さけ及びます資源の保護を図るため、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき次のとおり指示する。

令和 年 月 日

茨城海区漁業調整委員会
会長 高 濱 芳 明

- 1 茨城県海面において、次の表の左欄に掲げる河川の河口付近にあって、同表の右欄に掲げる区域においては、さけ又はますを採捕してはならない。ただし、試験研究又は教育実習を目的とするものとして、茨城海区漁業調整委員会の承認を受けた者は、この限りでない。

河 川	禁 止 区 域
里 根 川	里根川大津橋中間点から半径900m以内
江 戸 上 川	里根川大津橋中間点から半径900m以内
関 根 川	関根川河口左岸導流堤突端から半径200m以内
花 貫 川	花貫川河口左岸導流堤突端から半径300m以内
十 王 川	十王川河口基点13号から半径200m以内
鮎 川	鮎川河口左岸コンクリート護岸とコンクリートブロック積護岸の境界点から半径250m以内
新 川	新川河口右岸導流堤突端から半径350m以内

- 2 この指示の有効期間は、令和5年5月1日から令和5年12月31日までとする。
3 この指示の定めるもののほか取扱いの細目については、禁止区域におけるさけ及びますの採捕に係る委員会指示取扱要領に定めるところによる。

禁止区域におけるさけ及びますの採捕に係る委員会指示取扱要領

令和 年 月 日付け茨城海区漁業調整委員会指示第 号による、さけ及びますの採捕に係る委員会指示に基づく承認に関する取扱いは次のとおりとする。

(申請書の提出)

- 1 禁止区域におけるさけ及びますの採捕の承認を受けようとする者は、承認申請書（様式第1号）を委員会に提出しなければならない。

(承認証の交付)

- 2 委員会が承認したときは、承認証（様式第2号）を申請者に交付する。

(承認の条件)

- 3 承認の条件は、次のとおりとする。
 - (1) 採捕にあたっては、委員会が交付した承認証を携帯しなければならない。
 - (2) 採捕の承認を受けた者は、採捕終了後速やかに採捕状況を委員会に報告しなければならない。

(承認証の書換交付)

- 4 承認証の記載事項（氏名又は名称を除く）に変更を生じたときは、遅滞なく承認証書換交付申請書（様式第3号）を委員会に提出し、書換交付を受けなければならない。

(承認証の再交付)

- 5 承認証を亡失し、又はき損したときは、遅滞なく承認証再交付申請書（様式第4号）を委員会に提出し再交付を受けなければならない。

様式第1号

禁止区域におけるさけ及びます試験研究等採捕承認申請書

令和 年 月 日

茨城海区漁業調整委員会会長 殿

申請者の住所
氏名又は名称
(電話番号)

(印)

委員会指示に基づく禁止区域におけるさけ及びますの採捕承認を受けたいので、
下記のとおり申請いたします。

記

1 目的

2 計画の概要

- (1) 採捕場所
- (2) 採捕期間
- (3) 採捕数量
- (4) 使用する漁具及び漁法
- (5) 使用する船名
- (6) 採捕に従事する者の住所及び氏名

3 添付書類

試験研究又は教育実習計画書、関係漁業協同組合の同意書等

様式第2号

茨調第　　号	
禁止区域におけるさけ及びます試験研究等採捕承認証	
住　　所	
氏名又は名称	
採　捕　場　所	
採　捕　數　量	
使用する漁具 及　び　漁　法	
使用する船名	
採捕に従事する 者　の　住　所 及　び　氏　名	
承認有効期間	
令和　年　月　日	
茨城海区漁業調整委員会	
会長 高　濱　芳　明	

様式第3号

令和 年 月 日

茨城海区漁業調整委員会会長 殿

申請者の住所

氏名又は名称

(印)

禁止区域におけるさけ及びます試験研究等採捕承認証書換交付申請書

交付を受けた承認証（承認番号 ）の記載事項に下記のとおり変更が生じたので、
書換交付を申請します。

記

1 変更事項

事 項	変 更 前	変 更 後

2 書換えようとする理由

様式第4号

令和 年 月 日

茨城海区漁業調整委員会会長 殿

申請者の住所

氏名又は名称

印

禁止区域におけるさけ及びます試験研究等採捕承認証再交付申請書

交付を受けた承認証（承認番号 ）を亡失（き損）したので、再交付を申請します。

記

1 承認番号

2 船 名

3 亡失（き損）の理由

資料No.5－2

河口周辺海域でのさけ及びます採捕禁止 経過及び概要

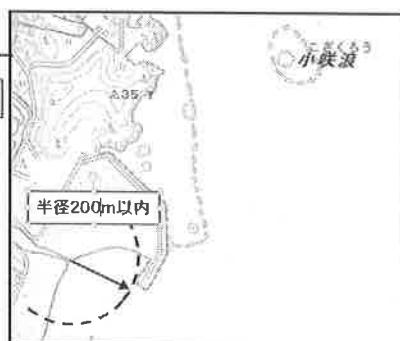
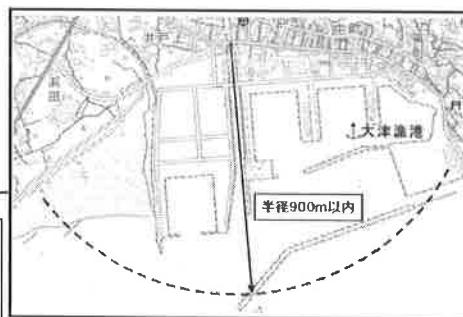
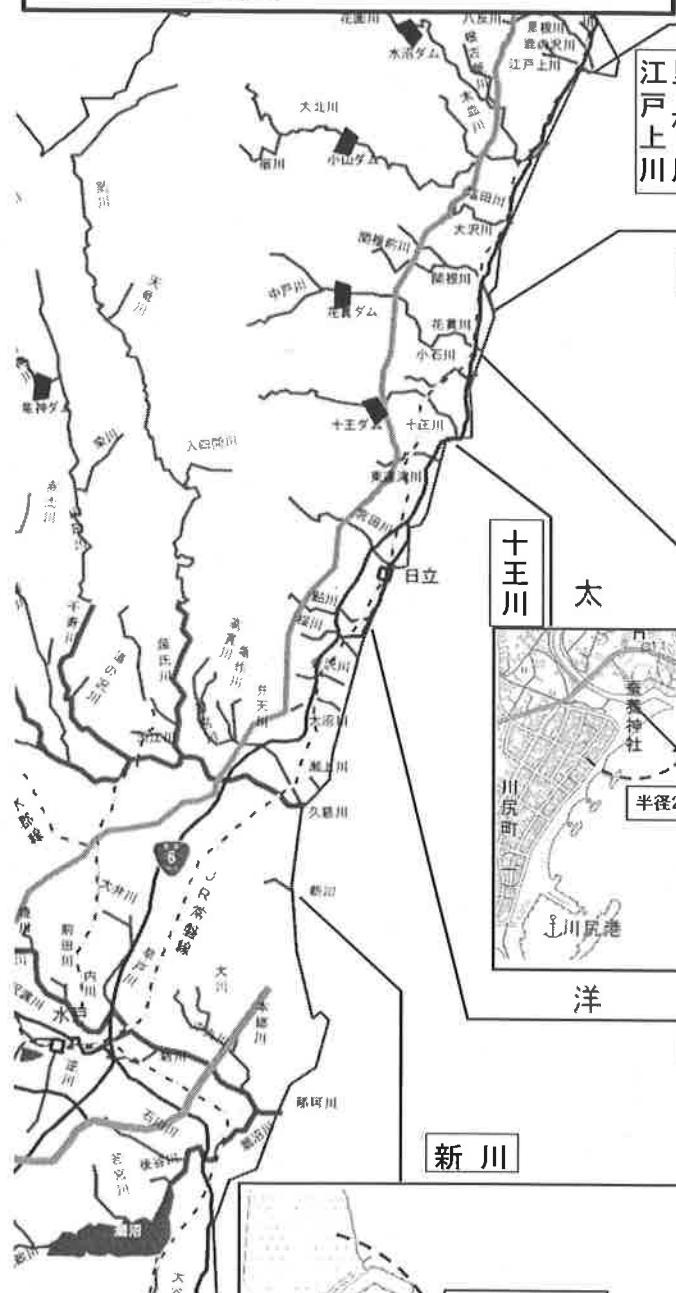
1 経過

昭和 39 年	主要 4 河川（大北川、久慈川、那珂川、利根川）の河口周辺海域は、海面漁業調整規則により採捕禁止
平成 29 年 3 月	内水面と海面の境界が線引きされていない河川等に、海面漁業調整規則と内水面漁業調整規則の適用範囲の境界を設定
平成 30 年 4 月	さけ及びますが遡上、又は採捕行為が確認された 7 河川（里根川、江戸上川、関根川、花貫川、十王川、鮎川、新川）における河口周辺海域でのさけ及びます採捕禁止の委員会指示（案）を決定（第 475 回委員会）
平成 30 年 5 月	委員会指示案を海面利用協議会茨城海区部会に諮問
平成 30 年 8 月	答申を受け、委員会指示発動を決定（第 478 回委員会）
平成 30 年 9 月	委員会指示発動（平成 30 年 8 月 6 日指示） 期間：H30. 9. 1～H30. 12. 31
平成 30 年 12 月	委員会指示案を海面利用協議会茨城海区部会に諮問
平成 30 年 12 月	答申を受け、委員会指示発動を決定（第 481 回委員会）
平成 31 年 1 月	委員会指示発動 期間：R 1. 5. 1～R 1. 12. 31 〔以降、毎年海面利用協議会からの答申を受け、同様の指示を発動〕

2 概要

- (1) 目的：さけ及びます資源の保護
- (2) 内容：7 河川（里根川、江戸上川、関根川、花貫川、十王川、鮎川、新川）の河口周辺海域でのさけ及びますの採捕禁止
- (3) 有効期間：5 月 1 日から 12 月 31 日まで

委員会指示による河口付近
海域でさけ及びますの採捕
禁止となる河川位置図及び
禁止区域図



地理院地図
[電子国土Web]

国土地理院地図を加工して作成

資料No. 6 — 1

(案)

茨漁調委諮問第 号

茨城県海面利用協議会

ひらめ資源の保護を図るため、漁業法（昭和24年法律第267号）

第120条第1項の規定に基づき、活き餌釣りによるひらめの採捕制限に関する委員会指示を発動したいので、平成14年12月12日付け水産庁長官通知により意見を求める。

令和 年 月 日

茨城海区漁業調整委員会
会長 高濱 芳明

指 示 (案)

(茨城海区漁業調整委員会)

茨城海区漁業調整委員会指示第 号

ひらめ資源の保護を図るため、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき次のとおり指示する。

令和 年 月 日

茨城海区漁業調整委員会
会長 高濱 芳明

- 1 次の表の左欄に掲げる区域においては、同表右欄に掲げる期間は、ひらめの採捕を目的とした活き餌を用いた釣りをしてはならない。

区 域	禁 止 期 間
北緯36度50分以北の茨城県海面	4月1日から11月30日まで
北緯36度32分以北から 北緯36度50分より南の間の茨城県海面	1月1日から12月31日まで
北緯36度00分以北から 北緯36度32分より南の間の茨城県海面	4月1日から11月30日まで
北緯35度52分以北から 北緯36度00分より南の間の茨城県海面	4月1日から10月31日まで
北緯35度52分より南の茨城県海面	4月1日から11月30日まで

- 2 遊漁船業を営む者は、乗客に対し、前項に掲げる区域及び期間においてひらめの採捕を目的とした活き餌を用いた釣りをさせてはならない。
- 3 この指示の有効期間は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までとする。

資料No.6－2

ひらめ活き餌釣りの操業期間等の制限に係る委員会指示経過・概要

1 経過

平成 20 年 10月 1 日	茨城県小型船漁業協議会と茨城県遊漁船協議会との間で、「茨城県海面における遊漁船によるひらめ活き餌釣りに関する漁場利用協定書」を締結
平成 26～30 年度	隔年開催の千葉・茨城連合海区協議会において、本県側から千葉県側へ関係者理解への醸成が図られるよう要請するも進展無し
令和元年 7月 22 日	茨城県小型船漁業協議会、遊漁船協議会から「公的規制導入にむけた要望書」の提出
7月 26 日	第 486 回茨城海区漁業調整委員会 ひらめ活き餌釣りの操業期間等の制限に関する委員会指示（案） を決定（茨城県海面利用協議会へ諮問）
10月 24 日 ～11月 22 日	茨城県県民意見提出手続制度（パブリックコメント制度）により意見募集
12月 4 日	茨城県海面利用協議会 第 3 回茨城海区部会 ひらめ活き餌釣りの操業期間等の制限に関する委員会指示について異議がない旨答申することに決定
令和 2 年 2 月 21 日	答申を受け、委員会指示発動を決定（第 490 回委員会）
4 月 1 日	委員会指示を発動（令和 2 年 3 月 5 日指示） (有効期間：令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日まで) 〔以降、毎年海面利用協議会からの答申を受け、同様の指示を発動〕

2 概要

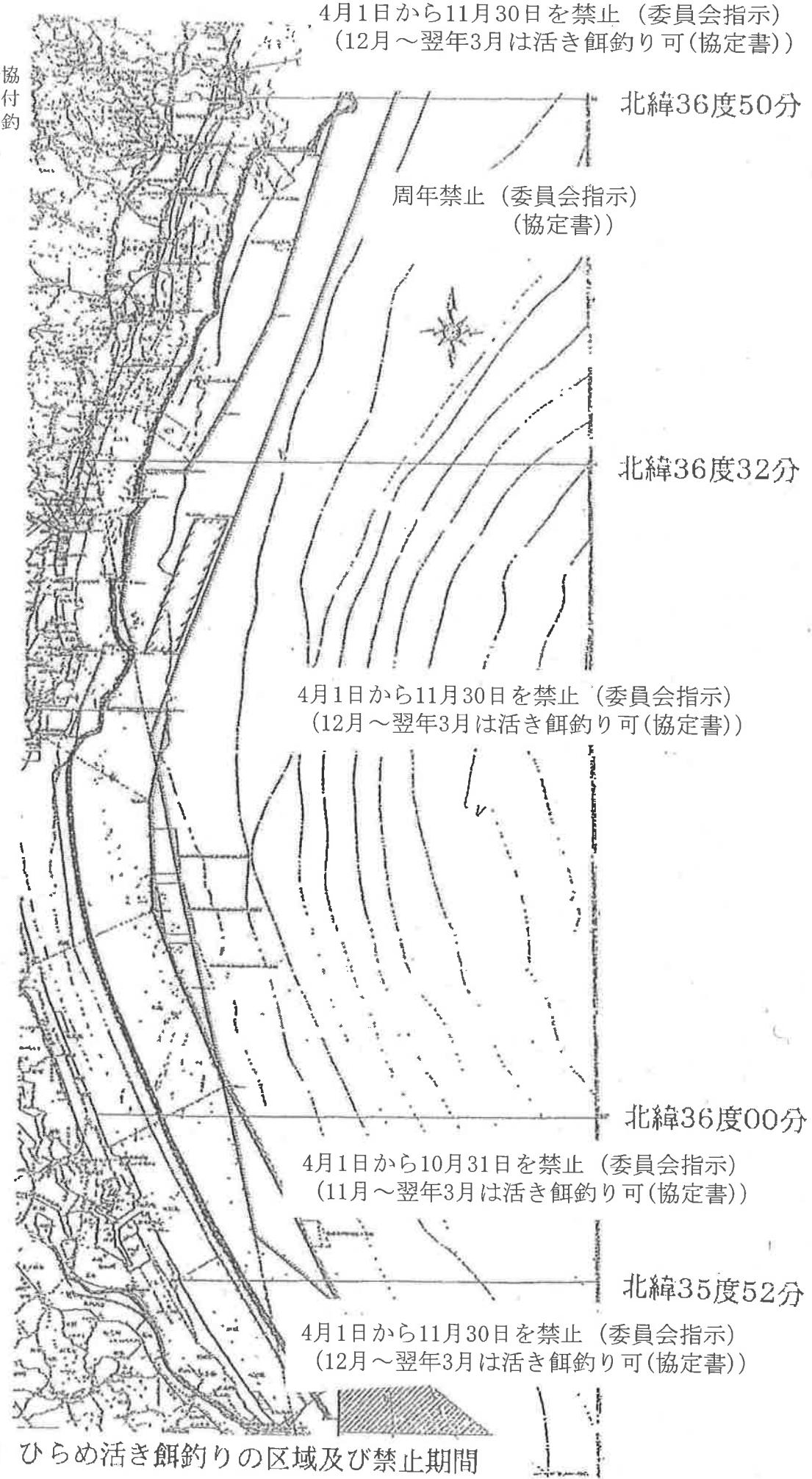
- (1) 目的：ひらめ資源の保護
 (2) 内容：禁止期間中茨城県海面におけるひらめの活き餌釣りを下表のとおり禁止する。

区域	禁 止 期 間
北緯 36 度 50 分以北の茨城県海面	4 月 1 日から 11 月 30 日まで
北緯 36 度 32 分以北から 北緯 36 度 50 分より南の間の茨城県海面	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
北緯 36 度 00 分以北から 北緯 36 度 32 分より南の間の茨城県海面	4 月 1 日から 11 月 30 日まで
北緯 35 度 52 分以北から 北緯 36 度 00 分より南の間の茨城県海面	4 月 1 日から 10 月 31 日まで
北緯 35 度 52 分より南の茨城県海面	4 月 1 日から 11 月 30 日まで

(3) 有効期間：4 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで

【参考】

小型船漁業協議会と遊漁船協議会との漁場利用協定書添付の図面に禁止期間、活き餌釣り可能期間を併記



茨城海区漁業調整委員会指示違反に対する処分方針 (案)

茨城海区漁業調整委員会会長

茨城海区漁業調整委員会(以下「委員会」という。)が漁業法(昭和24年法律第267号。以下「法」という。)第120条の規定により行った指示(以下「委員会指示」という)の違反に対する委員会の処分等は、この方針によるものとする。ただし、委員会指示において、違反についての措置が規定されているものを除く。

※違反措置が規定されている委員会指示とその内容

はえなわ漁業、いか釣り漁業、ひき縄釣り(トローリング)の委員会指示

承認者(船)が違反した場合：承認取り消し (次回不承認となりうる)

(処分等の種類)

第1 違反者に対する処分等の種類は、次のとおりとする。

- (1) 注意 口頭による注意を行うことをいう。
- (2) 警告 文書による警告を行うことをいう。
- (3) 知事への裏付命令の申請

法第120条第8項の規定により、茨城県知事に対し委員会指示に従うべきことを命ずべき旨の申請を行うことをいう。

- (4) 承認取消 違反者が委員会指示により漁業等の承認を受けている場合、その承認を取り消すことをいう。

※(4)に該当する指示

30cm未満ひらめ禁止、保護区域はまぐり禁止、河口周辺さけます禁止の承認

(違反の程度及び違反回数毎の処分等)

第2 委員会指示の種類及び違反の内容毎の違反の程度は、別表1に掲げるものとする。

- 2 委員会は、別表2に掲げる違反の程度及び違反回数に応じて、同表に掲げる処分等を行うことができる。
- 3 承認を取り消された者においては、その後3年間は新たな承認は行わないものとする。また、知事への裏付け命令申請に係る者も同様とする。

(承認取消をしようとする場合の手続き)

第3 委員会が、前第1項の表に掲げる承認取消をしようとする場合は、行政手続法(平成5年法律第88号)第13条第1項の規定に基づき、当該承認取消の名あて人となるべき者について、意見陳述を行わせることとする。

- 2 前項の意見陳述は、聴聞により行い、その手続きは、行政手続法及び茨城県聴聞規則(平成6年茨城県規則第82号)の規定の例による。

(違反回数の計算)

第4 第2第2項の表に掲げる違反回数の計算は、同一違反者における違反の程度毎の違反回数を通算する。

- 2 同一違反者でないものであっても、経営の実態が同等と認められるものにあっては、違反回数を通算する。
- 3 併合違反(違反内容が2つ以上)の場合には、その処分等の内容が最も重い処分等とし、違反回数は1と数える。

付則

この方針は、令和4年1月25日から施行するとともに、施行時において有効な茨城海区委員会指示におけるすべての違反に適用する。

別表1 茨城海区漁業調整委員会指示の違反内容と違反の程度

指示の種類	内 容	違反項目	違反の程度
はえなわ漁業 (ひらめ、かれい類、すずき、あいなめ等の採捕)	はえなわ漁業を操業しようとする者は、使用する漁船ごとに別に定める取扱要領により茨城海区漁業調整委員会の承認を受けなければならない。ただし、試験研究又は実習を目的とする者は、この限りでない。 (令和4年3月16日～令和5年3月15日)	未承認操業	重大な違反
		禁止期間違反	重大な違反
		禁止区域違反	重大な違反
		標識不表示	中度
		承認証不携帯	軽微
		実績報告未提出	軽微
全長30センチメートル未満のひらめの採捕禁止	ひらめ資源の繁殖保護を図るため、全長30センチメートル未満のひらめを採捕してはならない。ただし、試験研究又は教育実習を目的とするものとして、茨城海区漁業調整委員会の承認を受けた者は、この限りでない。 (令和4年4月1日～令和5年3月31日(周年))	未承認採捕	重大な違反
		承認証不携帯	軽微
		実績報告未提出	軽微
保護区域設定によるはまぐりの採捕禁止	「保護区域」においては、はまぐりの採捕を禁止する。ただし、試験研究又は増養殖を目的とするものとして、茨城海区漁業調整委員会の承認を受けた者は、この限りではない。 (令和4年4月1日～令和5年3月31日(周年))	未承認採捕	重大な違反
		承認証不携帯	軽微
		実績報告未提出	軽微
ひらめ採捕を目的とした活き餌を用いた釣り禁止	次の表の左欄に掲げる区域においては、同表右欄に掲げる期間は、ひらめの採捕を目的とした活き餌を用いた釣りをしてはならない。 (令和4年4月1日～令和5年3月31日)	禁止期間採捕	重大な違反
		禁止区域採捕	重大な違反
河口周辺海域でのさけ及びます採捕禁止	茨城県海面において、次の表の左欄に掲げる河川の河口付近にあって、同表の右欄に掲げる区域においては、さけ又はますを採捕してはならない。ただし、試験研究又は教育実習を目的とするものとして茨城海区漁業調整委員会の承認を受けた者はこの限りでない。 (令和4年5月1日～令和4年12月31日)	未承認採捕	重大な違反
		承認証不携帯	軽微
		実績報告未提出	軽微

指示の種類	内 容	違反項目	違反の程度
ひき縄釣による水産動物の採捕について	<p>茨城県海面漁業調整規則（令和2年茨城県規則第73号、以下「調整規則」という。）第41条第1項第6号に掲げる海域において、ひき縄釣により水産動物を採捕する者は、茨城海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。なお、漁業者が漁業を営むために行う場合又は漁業従事者が漁業者のために従事して行う場合はこの限りではない。</p> <p>（令和4年6月1日～令和5年5月31日（周年））</p>	未承認採捕	重大な違反
		禁止区域違反	重大な違反
		禁止期間採捕	重大な違反
		採捕魚種違反	中度
		承認証不携帯	軽微
		承認証未返納	軽微
		実績報告未提出	軽微
いか釣り漁業	<p>茨城県海面において、いか釣り漁業（無動力漁船及び総トン数5トン未満の動力漁船を使用するものを除く。）を操業しようとする者は、使用する漁船ごとに別に定める取扱要領により茨城海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。ただし、試験研究又は実習を目的とする者は、この限りでない。</p> <p>（令和4年6月1日～令和5年5月31日）</p>	未承認操業	重大な違反
		禁止区域違反	重大な違反
		電気設備違反	重大な違反
		標識不表示	中度
		承認証不携帯	軽微
		実績報告未提出	軽微

別表2 違反の程度、違反回数に応じた処分等の内容

違 反 の 程 度	初 回	2 回 目	3回目以降
軽微な違反 (承認証の不携帯等) ※1	注意	警告	新規の承認をしない
中度の違反 (標識の不表示等)	警告	警告又は承認取り消し	新規の承認をしない
重大な違反 (未承認、制限内容の違反等)	警告又は裏付命令申請 又は承認取り消し	裏付命令申請 又は承認取り消し	新規の承認をしない

※1 実績報告未提出の場合は、注意等によらず、新規の承認をしない。

茨城海区漁業調整委員会指示違反に対する処分の実施要領（案）

（趣旨）

第1 この要領は、茨城海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）が茨城海区漁業調整委員会指示違反に対する処分方針（以下「処分方針」という。）に基づき行う処分の実施について、必要な事項を定めるものとする。

（違反者の特定）

第2 処分方針第1に定める注意を超える処分を行う場合は、原則として司法警察職員による違反事実の確認に基づき委員会に通報があった違反者に対して行うものとする。ただし、処分方針第2に定める軽微な違反及び中度の違反事実に該当する違反者に対してはこの限りではない。

2 前項の通報は原則として当該確認を行った司法警察職員又はその職員が属する機関から委員会へ文書により行うものとする。また、通報においては違反者の住所氏名および違反事実の様態を明らかとすること。

（警告を行おうとする場合の手続き）

第3 前号に該当する違反者に対し、処分方針第1（2）の処分を行う場合は、委員会会長の専決により行うこととする。また、処分を行った場合、会長は委員会に報告するものとする。文書の様式は別に定める。

（知事への裏付け命令申請を行おうとする場合の手続き）

第4 第2に該当する違反者に対し、処分方針第1（3）の処分を行う場合は、違反者の違反事実または警告後の違反事実について委員会にて審議の上、決定するものとする。知事への裏付け命令申請の様式は別に定める。

付則

この要領は、令和4年1月25日から施行するとともに、施行時において有効な茨城海区委員会指示におけるすべての違反に適用する。

委員会指示違反の手続きに関する様式例（必要に応じ項目等を加除する）

【様式例 1 警告（委員会指示違反に対する処分方針関係）：海区漁業調整委員会会长→違反者】

茨漁調委第〇〇号

令和〇年〇月〇日

住所 ○○○○

氏名 ○○○○

茨城海区漁業調整委員会

茨城海区漁業調整委員会指示の違反について（警告）

あなたは、下記のとおり茨城海区漁業調整委員会指示の違反が認められたので委員会指示を遵守するよう警告します。

以後、委員会指示への遵守がみられない場合には法により罰せられることがあります。

記

1 日時：令和〇年〇月〇日

2 内容：〇年〇月〇日付け茨城海区漁業調整委員会指示〇第〇号第〇の規定に関する違反

3 違反の内容

（例）東茨城郡大洗町大貫町地先の保護区域においてはまぐり（計約20キロ）を採捕したもの

【様式例 2 裏付命令申請（法第120条第8項関係）：海区漁業調整委員会会长→県知事】

茨漁調委第〇〇号

令和〇年〇月〇日

茨城県知事 あて

茨城海区漁業調整委員会

会長 ○○○○ 印

茨城海区漁業調整委員会指示に従うべきことを命ずべき旨の申請

漁業法第120条第8項に基づき、下記の者に対し、〇年〇月〇日付け茨城海区漁業調整委員会指示〇第〇号の指示に従うべきことを命ずるよう申請します。

記

住所 ○○○○

氏名 ○○○○

【参考】 【様式例 催告（法第120条第9項関係）：県知事→違反者】

漁指令第〇〇号

住所 〇〇〇〇
氏名 〇〇〇〇

〇年〇月〇日付け茨城海区漁業調整委員会指示〇第〇号の指示に異議があれば、〇年〇月〇日までに当該異議の趣旨及び理由等を申し出られたい。

令和〇年〇月〇日

茨城県知事 〇〇 印

【参考】 【様式例 裏付命令（法第120条第11項関係）：県知事→違反者】

漁指令第〇〇号

住所 〇〇〇〇
氏名 〇〇〇〇

〇年〇月〇日付け茨城海区漁業調整委員会指示〇第〇号の指示に従うことを命ずる。

令和〇年〇月〇日

茨城県知事 〇〇〇〇 印

茨城海区漁業調整委員会指示違反に対する処分方針の制定理由について

1 委員会指示の根拠及び性格

委員会指示は、漁業法第120条第1項の規定により、海区漁業調整委員会が、水産動植物の繁殖保護を図り、漁業権又は入漁権の行使を適切にし、漁場の使用に関する紛争の防止又は解決を図り、その他漁業調整のために必要があると認めるときは、関係者に対し、水産動植物の採捕に関する制限又は禁止、漁業者の数に関する制限、漁場の使用に関する制限その他必要な指示をすることができるものであって、茨城県海面漁業調整規則のように広く一律に規制する法令では容易に規制できないような、随時的、局地的な個別事項について規制することができる特徴をもつ。

また、委員会指示自体には罰則規定がないため、一義的には対象となる漁業者や大多数の関係者によって自主的に遵守されることが期待される、いわば紳士協定といった性格をもつ。

しかし、委員会指示に従わない者については、委員会は知事に対し、その者に委員会指示に従うべきことを命ずべき旨を申請することが可能であり（漁業法第120条第8項）、申請に基づき知事はその者に対し催告を行ったうえで（漁業法第120条第9項）、委員会指示に従うべきことを命ずる「裏付命令」を出すことが可能となる（漁業法第120条第1項）。このとき、裏付命令違反に対する罰則が規定されていることから、これにより初めて委員会指示は強制力を持つこととなる（漁業法第191条）。

※漁業法第191条

1年以下の懲役もしくは50万円以下の罰金または拘留若しくは科料

2 委員会指示「保護区域設定によるはまぐりの採捕禁止」の現状

本委員会指示は、大洗第3サンビーチと鹿嶋市の平井海岸を保護区域に設定したはまぐりの採捕を禁止する指示であるが、茨城海上保安部によれば、日常的に保護区域においてはまぐりの採捕を繰り返す者が多く、茨城海上保安部には取り締まりを求める多数の通報や要望が寄せられており、それら採捕者の中には、委員会指示には直接の罰則の適用がないことを承知の上で、徒手ではあるが大量のはまぐりを採捕する者も多く、かつ採捕したはまぐりの放流を拒み、そのまま立ち去る者もあり、結果として大量のはまぐりの徒手採捕が横行していることから、放流に応じた者からの苦情も多く寄せられている。

3 委員会指示に従わない者への対応の現状

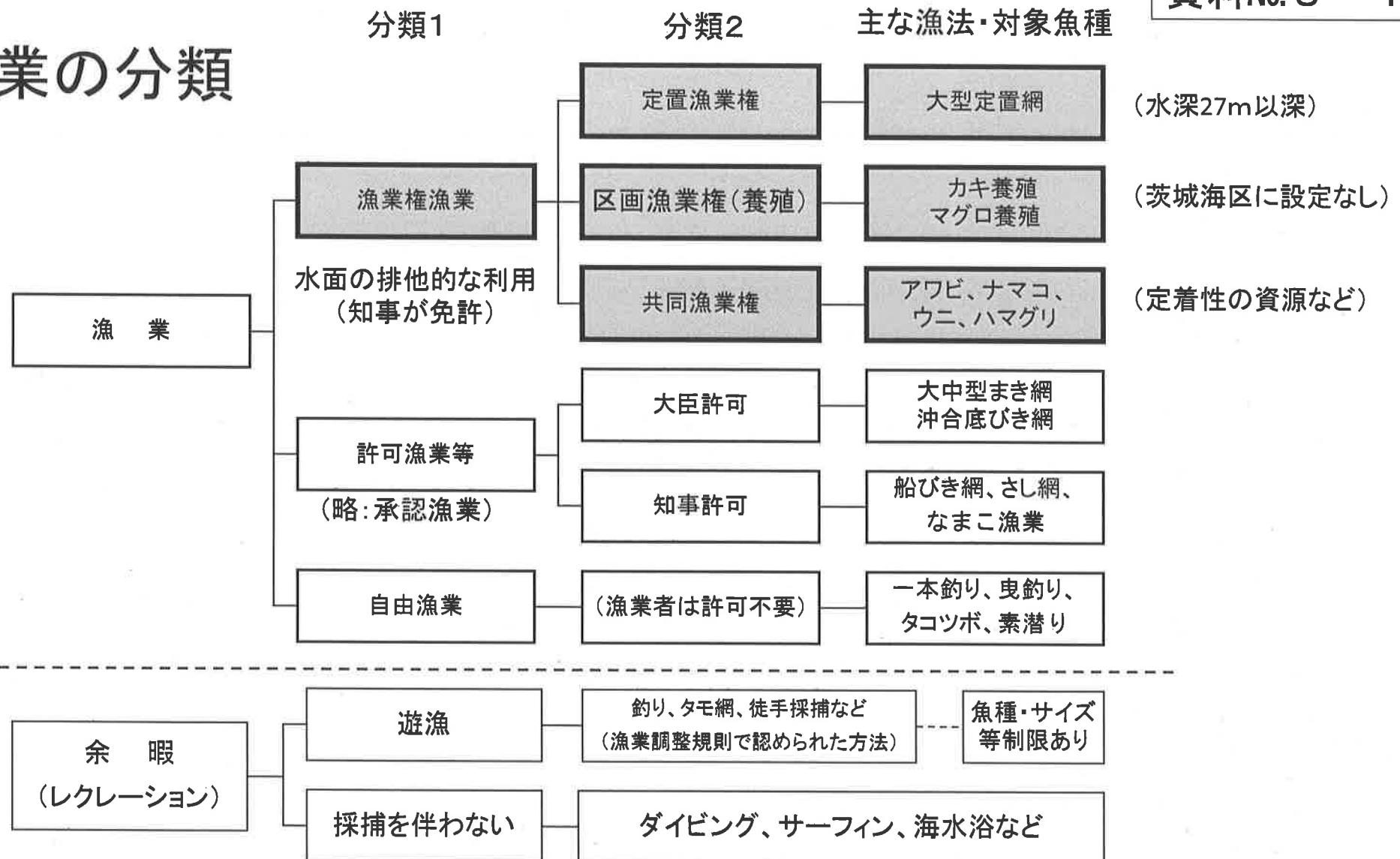
現在、茨城海区においては、上記も含め現在7つの委員会指示が発動されているが、その違反については、一部の委員会指示において委員会指示に基づく承認を受けた者の承認の取消しについての処分の定めはあるものの、それ以外の場合の処分等の対応について特段の定めはない。

4 委員会指示違反に対する処分方針の考え方

今後、委員会指示による規制の公平、公正な適用を図るとともに、関係者に対し指示への遵守を求めていくため、指示に従わない者に対する処分の基準を定める必要がある。

資料No.8－1

漁業の分類



漁業権制度について

- 漁業権制度とは、都道府県知事の免許を受けて、一定の水面において排他的に特定の漁業を営む権利を取得する制度。
- 漁業権は、漁「場」ではなく、漁「業」を排他的に営む権利であり、免許を受けた漁業を営むことを妨げるものの（漁業権侵害）に対する排除・予防が可能だが、漁業権侵害でない限り、同じ漁場内で他の活動を行うことは可能。
- 漁業権は、①共同漁業権（採貝採藻など）、②区画漁業権（真珠養殖、藻類養殖や魚類小割式養殖など）及び③定置漁業権（大型定置など）の3種類に大別。

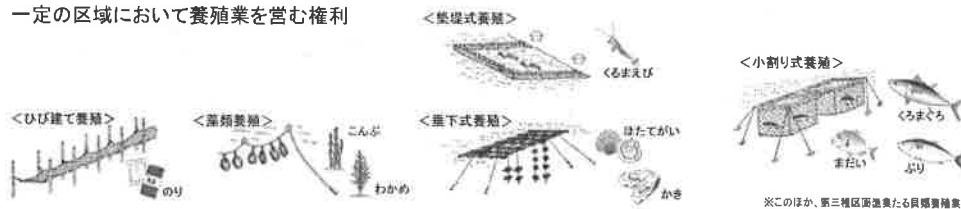
■ 共同漁業権(存続期間:10年)

- ・ 採貝採藻など、漁場を地元漁民が共同で利用して漁業を営む権利



■ 区画漁業権(存続期間:5年又は10年)

- ・ 一定の区域において養殖業を営む権利



■ 定置漁業権(存続期間:5年)

- ・ 大型定置（身網の設置水深が原則27m以上の定置）等を営む権利
※ 小型定置は、共同漁業権等に位置付け。

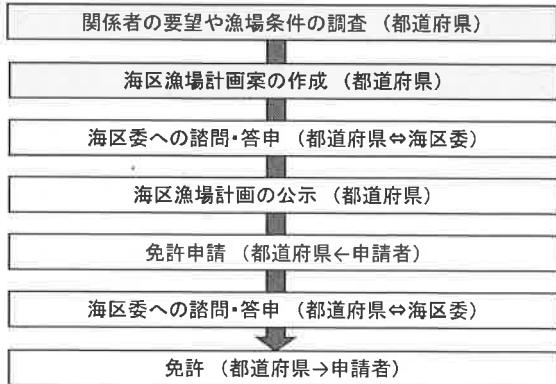


1

H30年漁業法改正での見直し①（海区漁場計画の作成）

- 漁場を適切かつ有効に活用している漁業者の利用を確保することを優先しつつ、水面の総合的な利用を推進し、漁業生産力を発展させるという観点から最も適切な海区漁場計画を作成を法定（内水面にあっては内水面漁場計画）。
- 海区漁場計画の案を作成する段階から、漁業経営の改善や養殖経営の展開を図ろうとする者など積極的に海面を活用する意欲ある者の要望や、幅広い関係者の意見を聴取して水面の利用について調整することが重要。

○海面利用制度等に関するガイドライン



- ・ 利害関係人として意見を述べようとする者は、利害関係のあることを明確にする必要。
- ・ 聴取した意見についての検討結果は、公表しなければならず、例えば、パブリックコメントにおける方法に準じて具体的に公表することが適当。
- ・ 都道府県知事は、その手続の透明性・公平性を確保することが重要であり、新規参入を不当に制限することのないよう必要な措置を講ずる必要。同時に反社会的勢力やそれに関連するものが不当に関与することを排除する必要。
- ・ 新規漁場については、関係する漁業者・漁協等と協議し、操業に支障なく、紛争の防止が図られることが十分に確保した上で海区漁場計画を作成。

2

H30年漁業法改正での見直し②（免許の優先順位）

- 改正前の制度は、法律で詳細かつ全国一律に免許の優先順位を規定。
- 自ら漁業を営まない者による漁場利用の固定化の防止に寄与してきた反面、漁業権の存続期間満了時に、優先順位のより高い別の者が申請してきた場合には、現に漁業を営んでいる既存の漁業権者が再度免許を受けられることとなるため、経営の持続性・安定性を阻害しかねない状況。
- 現在は、法律で一律に優先順位を定める仕組みを改め、漁場を適切かつ有効に活用している漁業者については、優先して免許。（第73条）

	改 正 後	改 正 前
共同漁業権	団体漁業権:漁協(管理) 個別漁業権:漁業者 既存の漁業権者が水域を適切かつ有効に活用している場合は、その者に優先して免許 (上記以外の場合は、地域の水産業の発展に最も寄与する者に免許)	漁協(管理) 漁業者 〔①地元漁民世帯の7割以上を含む法人 ②地元漁民の7人以上で構成される法人 ③当該海区で同種漁業の経験がある漁業者・漁業従事者以下14位まで法定〕
定置漁業権	団体漁業権:漁協(管理) 個別漁業権:漁業者 既存の漁業権者が水域を適切かつ有効に活用している場合は、その者に優先して免許 (上記以外の場合は、地域の水産業の発展に最も寄与する者に免許)	漁業者 〔区画〕 (真珠養殖業) ①真珠養殖業の経験がある漁業者・漁業従事者 ②当該海区で真珠養殖業以外の経験がある漁業者・漁業従事者以下6位まで法定 (真珠養殖業以外) ①当該海区で同種漁業の経験がある地元漁民 ②当該海区では経験がないが同種漁業の経験がある地元漁民以下36位まで法定 〔特定区画〕 ①地元漁協(自ら営まず組合員間の内部調整を行う場合に限る。) ②地元漁民世帯の7割以上を含む法人 ③地元漁民の7人以上で構成される法人 以下39位まで法定〕
区画漁業権	※ 団体漁業権・個別漁業権の別は、海区漁場計画の策定時に、利害関係人等の意見を聴いた上で漁場の活用の現況等を踏まえ決定	3

H30年漁業法改正での見直し③（「適切かつ有効」）

海面利用制度等に関するガイドライン

- 「適切かつ有効」に活用とは、漁場の環境に適合するように資源管理や養殖生産等を行い、将来にわたって持続的に漁業生産力を高めるように漁場を活用している状況をいう。
- 「適切かつ有効」に活用されているか否かについては、単に生産金額や生産数量、組合員行使権者数のみをもって判断することは適当ではなく、漁業権又は組合員行使権の行使状況、漁業権に係る漁場の現況及び利用の状況、その漁場の周辺における漁場利用の状況、法令遵守の状況等の事情を総合的に考慮することが適当と考えられる。

【適切の判断基準の具体例】

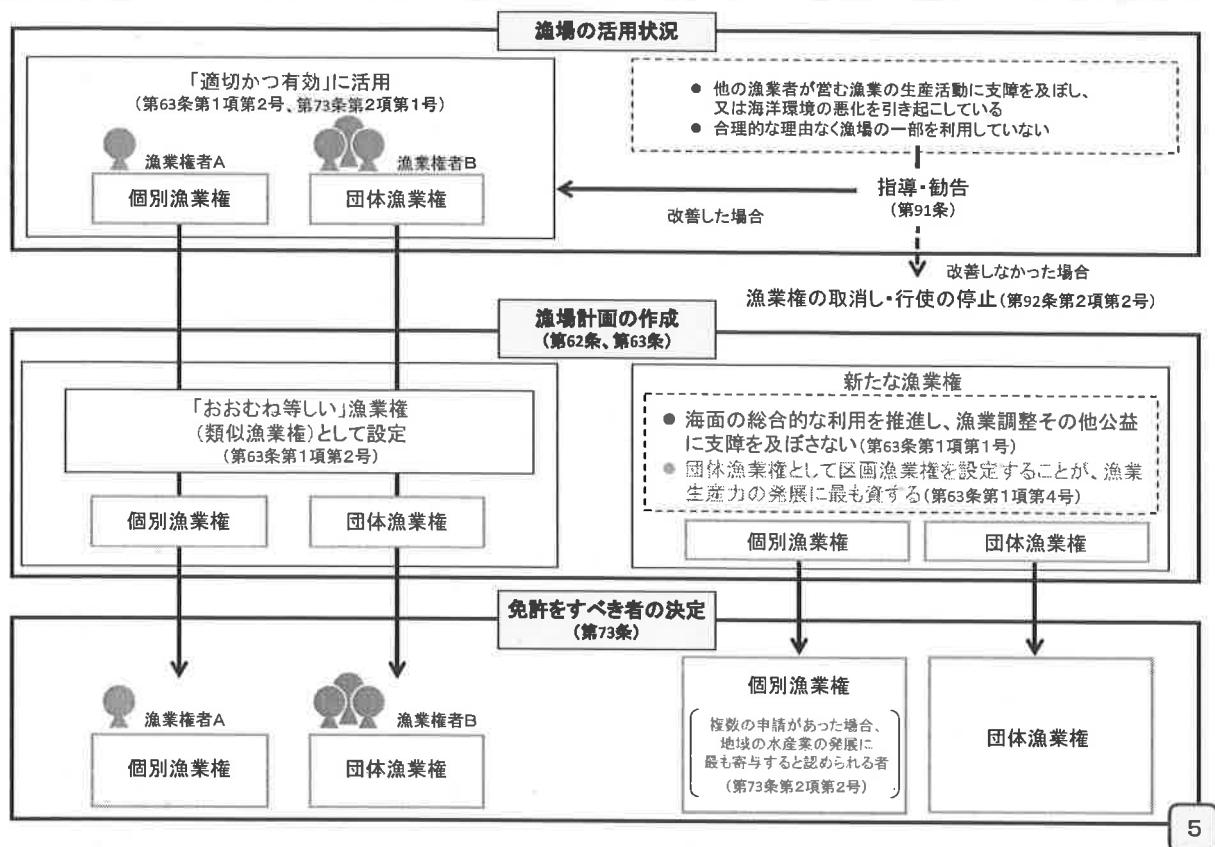
- ①漁業関係法令を遵守している
- ②漁具の使用・設置状況や薬品の使用状況が適切である
- ③漁場紛争が起きていない又は起きた場合でも漁場紛争の解決に向けて誠実に取り組んでいる
- ④資源管理を適切に実施している
- ⑤漁場改善計画に基づく取組が行われている

【有効の判断基準の具体例】

- ①操業や養殖が可能な期間を相当程度利用している
- ②養殖密度等が周囲の漁場と同程度である、あるいは飼育状態を合理的に説明できる

- 次の場合の「適切かつ有効」の判断に活用するチェックシートを別添としており、都道府県はこれにより運用する。
 - ① 法第63条第1項第2号（海区漁場計画の要件等）
 - ② 法第73条第2項第1号（免許をすべき者の決定）
 - ③ 法第91条（指導及び勧告）
- 制度運用が適切に実施された上で、法第91条に基づく都道府県知事による指導又は勧告が行われなかった場合や、指導又は勧告を受けた後にそのことが改善された場合も、「適切かつ有効」に活用されているものと考えられる。
- 漁業関係以外を含め法令違反の態様が悪質である場合や、指導又は勧告を受けたにもかかわらず改善が見込まれない場合、一旦「適切かつ有効」に活用されていると判断されてもその後改善前の状況に戻った場合は、「適切かつ有効」に該当しない。

(参考1) 海区漁場計画の作成から漁業権の取得までの流れ



5

(参考2) 免許の状況 (H30年)

(H30.9～H31.4の切替え状況)

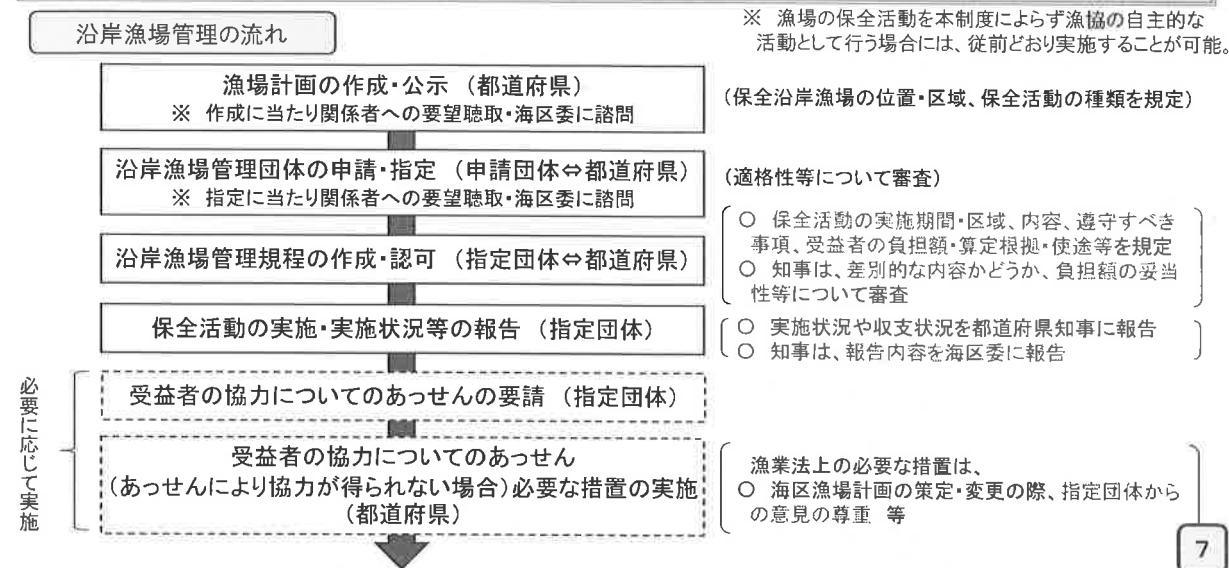
	共同漁業権	区画漁業権	定置漁業権
漁業権の内容	採貝採藻など、漁場を地元漁民が共同で利用して漁業を営む権利	一定の区画において養殖業を営む権利	定置網を設置して漁業を営む権利
存続期間	10年	10年又は5年	5年
免許者	地元漁協（団体） (組合員行使権者が行使)	漁業者（個別） 又は 漁協（団体） 既存の漁業権者が水域を適切かつ有効に活用している場合は、その者に優先して免許	漁業者（個別） 既存の漁業権者が水域を適切かつ有効に活用している場合は、その者に優先して免許
漁業権数 (14, 573)	4, 931	7, 858	1, 784
うち法人の参入状況	①法人が漁業権者として直接免許されている漁業権数（漁協以外） ②法人が漁協の組合員として権利行使している漁業権数（※） ③法人の例	一 261 (全体の3%)	578 (全体の32%) 一
		711 (全体の9%)	
		大手水産子会社、建設会社、真珠生産・販売会社、地元漁業会社等	製網会社、建設会社、地元漁業会社等

(※)沿海地区漁協の地区内に住所又は事業場を有する漁業を営む法人であつて、従業者の数が300人以下であり、かつ、その使用する漁船の合計総トン数が1,500トン～3,000トン（定款で設定）以下であるものは、組合の組合員たる資格を有する。（水産業協同組合法第18条）

6

(参考3) 沿岸漁場管理制度

- 沿岸水域における赤潮監視、漁場清掃等の保全活動は、良好な漁場を維持し、漁業生産力の発展に資するものであり、漁場を利用する者が広く裨益する様々な活動を実施。
- こうした保全活動は従来から漁協が組合員のための事業として実施し、要する費用については任意で漁協が組合員以外の企業などからも協力金等として徴収。また、協力金等の徴収根拠等については、一部の企業から不透明との指摘もある。
- 都道府県知事の管理の下で、こうした保全活動を透明性を向上させて持続的に実施。さらに、保全活動による受益者の協力が得られない場合は都道府県知事にあっせんを求め、都道府県知事はあっせんや必要な措置を講ずることとなる。(第109条～第116条)



(参考4) 海区漁業調整委員会

- 海区漁業調整委員会は、漁業者や漁業従事者が主体となった漁業秩序をつくる観点から設置。
- 漁業権の免許等に係る答申や漁業調整のための漁業者等に対する指示など、法律に基づく権限を有する。

海区漁業調整委員会の設置

海区漁業調整委員会は、海面等について、大臣が定めた海区ごとに設置。

28都府県において1海区、漁業状態の異なる道県では数海区設置され、全国で64海区。

※「海面等」には、海面のほか、海面として指定された琵琶湖等の湖沼を含む。

海区漁業調整委員会の権限

海区漁業調整委員会は、漁業者と漁業従事者が主体となった漁場秩序をつくる観点から、以下の権限を有する。

(主な権限)

- 海区漁場計画の策定、漁業権の免許、都道府県資源管理方針の策定等について、知事の諮問機関として、調査審議し、意見をいう
- 漁業調整のために、関係者に対し、漁業の制限・禁止、漁業者の数に関する制限、漁場の使用に関する制限その他必要な指示をする
- 入漁権の設定、変更、消滅についての裁定を行う
- 土地等の使用について、知事に意見を述べ、当事者間の協議が不調の時は裁定する

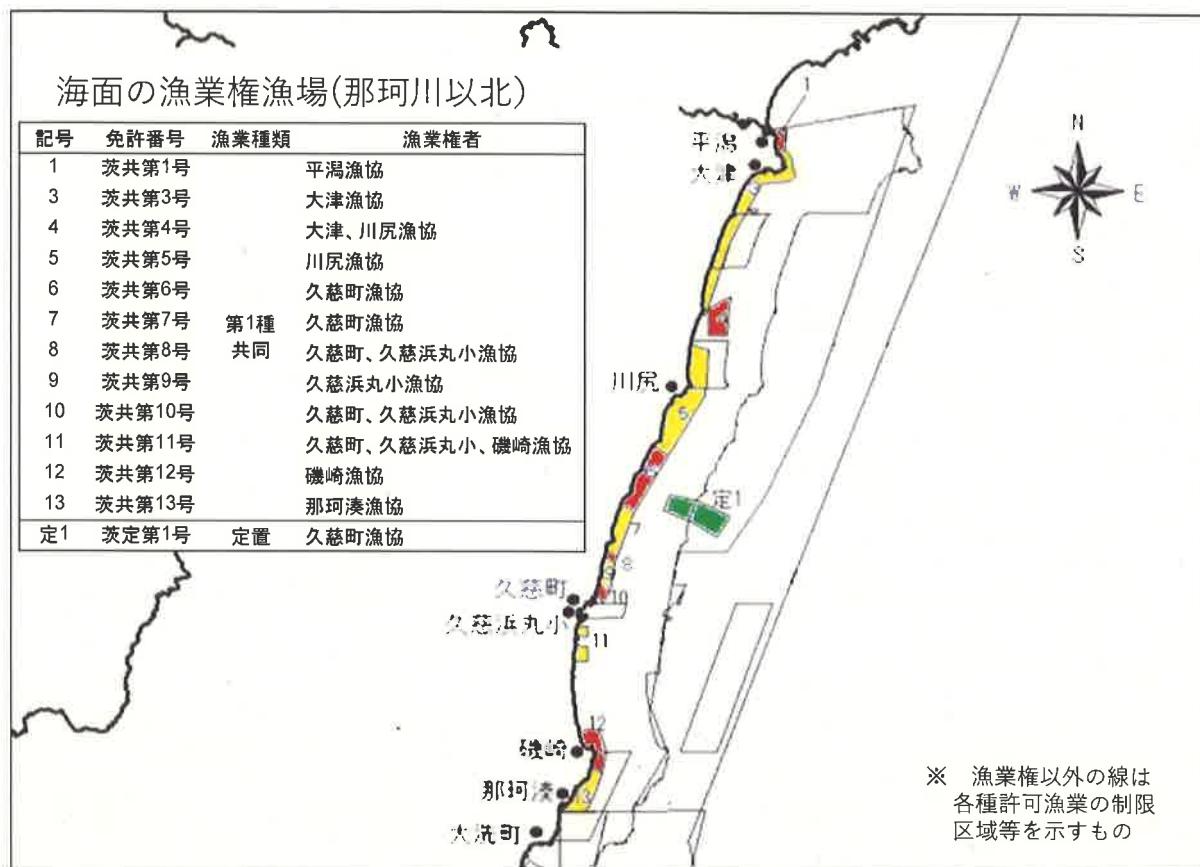
漁業調整委員会の構成

海区漁業調整委員会は、漁民委員、学識経験委員、中立委員の計15名から構成。

漁業に関する識見を有し、海区漁業調整委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者のうちから、知事が議会の同意を得て任命。

※ 大臣が指定する海区の委員は10名(漁民委員6名、学識経験委員・公益代表委員4名)

茨城海区の漁業権



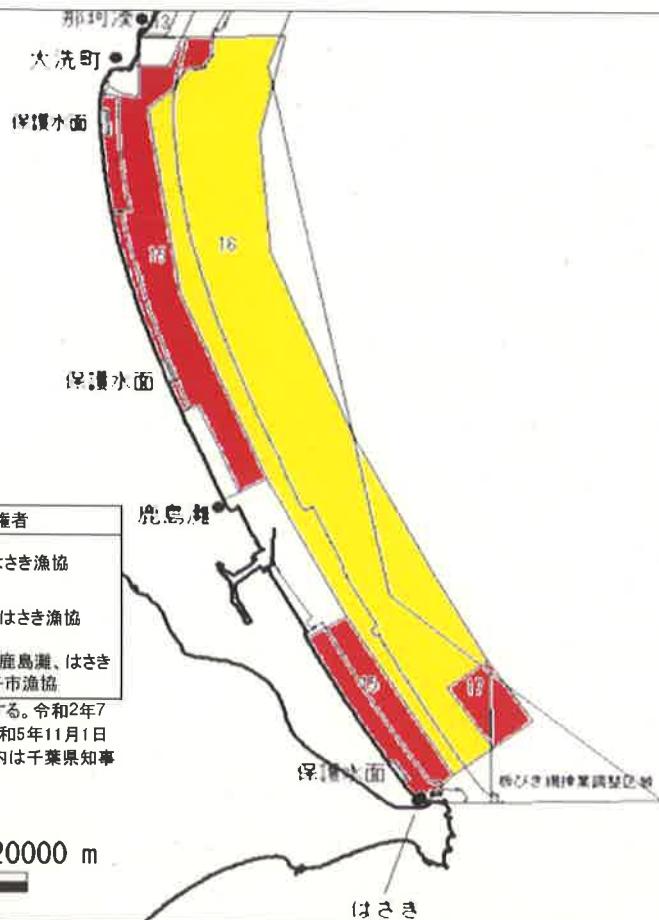
茨共第1～13号の主な対象



茨定1号（大型定置網）



海面の漁業権漁場
(那珂川以南)



茨共第15号の主な対象



茨共第16号の対象



令和5年漁業権免許の一斉切替にかかるスケジュール

1-1. 切替対象の漁業権

種別（存続期間）	件数	免許番号	免許の存続期間
共同漁業権 (10年)	第一種	14	茨共第1～16号
		1	茨共第16号
	第二種	1	茨共第17号
定置漁業権(5年)	1	茨定第1号	今回 H30. 9.1 - R 5. 8.31 次回 R 5. 9.1 - R10. 8.31
合 計	16	※ 茨共16号の重複を除く	

1-2. 切替えスケジュールの概要

	月	事 項	内 容
R 4	4～9月	意向調査 行使実態調査	関係漁協・行使者を対象に継続意向調査、意見聴取、行使実態調査を実施
	6～12月	関係機関調整	関係者・関係機関との調整（利害関係人の意見聴取等） (法第64条第1項)
	11月	基本方針	委員会における免許切替えの基本方針案の事前協議
	11月	策定状況報告	委員会における海区漁場計画の策定状況の報告
	12月	漁場計画	委員会における海区漁場計画案の事前協議
	1月	委員会諮問	知事から委員会あて海区漁場計画の諮問（法第64条第4項）
	2月	公聴会	公聴会（法第64条第5項）
	2月	委員会答申	委員会から知事あて答申
R 5	3月	決定公示	海区漁場計画の公示（県報登載）（法第64条第6項）
	6～7月	免許申請	免許申請書受付（法第69条第1項）
	7～8月	審査	適格性の審査（法第72条）
	8月	委員会諮問 答申	知事から委員会あて諮問（法第70条） 委員会から知事あて答申
	8月	免許	免許状交付（法第69条）
	9月	公示	県報登載

法令抜粋

漁業法

(海区漁場計画の作成の手続)

第六十四条 都道府県知事は、海区漁場計画の案を作成しようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、当該海区において漁業を営む者、漁業を営もうとする者その他の利害関係人の意見を聴かなければならない。

- 2 都道府県知事は、前項の規定により聴いた意見について検討を加え、その結果を公表しなければならない。
- 3 都道府県知事は、前項の検討の結果を踏まえて海区漁場計画の案を作成しなければならない。
- 4 都道府県知事は、海区漁場計画の案を作成したときは、海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。
- 5 海区漁業調整委員会は、前項の意見を述べようとするときは、あらかじめ、期日及び場所を公示して公聴会を開き、農林水産省令で定めるところにより、当該海区において漁業を営む者、漁業を営もうとする者その他の利害関係人の意見を聴かなければならない。
- 6 都道府県知事は、海区漁場計画を作成したときは、当該海区漁場計画の内容その他農林水産省令で定める事項を公表するとともに、漁業の免許予定日及び第百九条の沿岸漁場管理団体の指定予定日並びにこれらの申請期間を公示しなければならない。
- 7 前項の免許予定日及び指定予定日は、同項の規定による公示の日から起算して三月を経過した日以後の日としなければならない。
- 8 前各項の規定は、海区漁場計画の変更について準用する。

(漁業の免許)

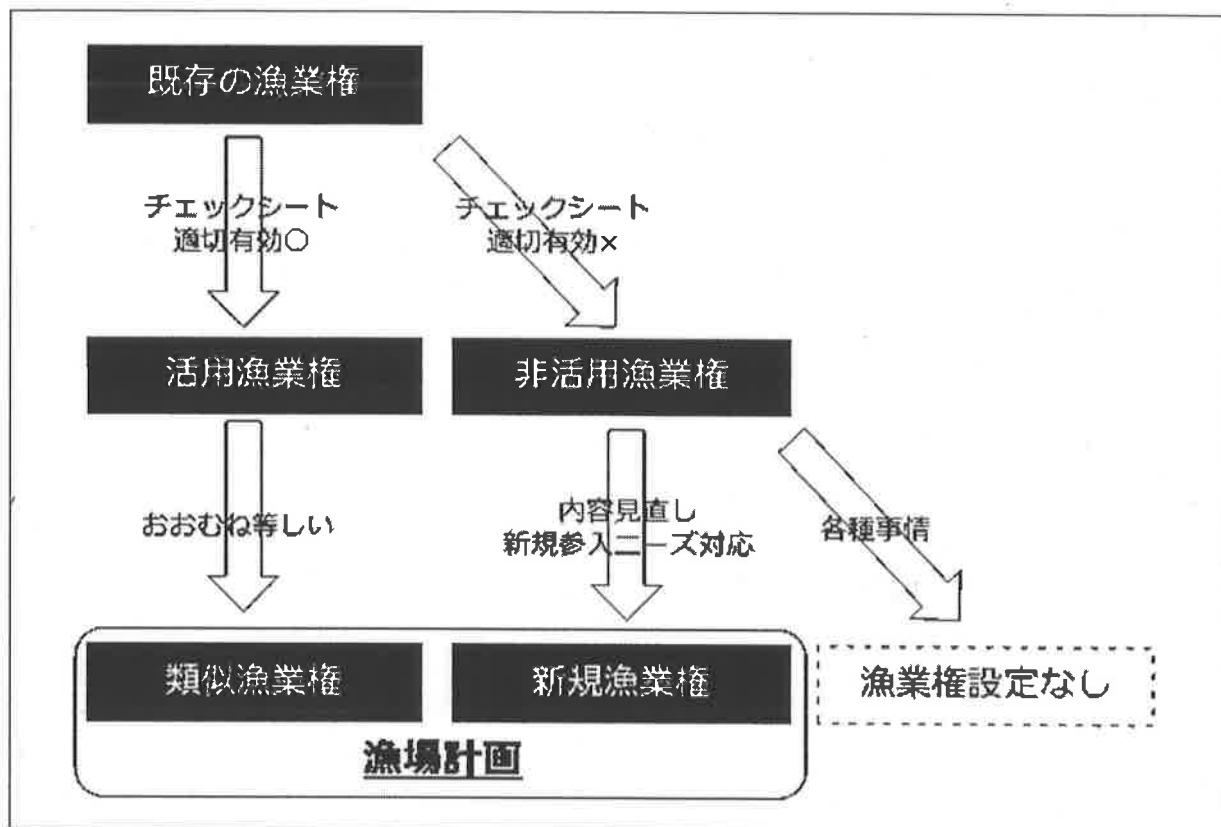
第六十九条 漁業権の内容たる漁業の免許を受けようとする者は、農林水産省令で定めるところにより、都道府県知事に申請しなければならない。

- 2 前項の免許を受けた者は、当該漁業権を取得する。

(海区漁業調整委員会への諮問)

第七十条 前条第一項の申請があつたときは、都道府県知事は、海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。

2-1 漁業権行使状況調査に基づく海区漁場計画作成の流れ



水産庁説明資料より抜粋

2-2. 漁業権行使状況調査の結果

種別	件数	免許番号	結果
共同漁業権	第一種	14 茨共第1~16号	いずれも <u>適切かつ有効</u> に利用されており、 活用漁業権 と判断された ↓ 類似漁業権 として海区漁場計画を作成する
	第二種	1 茨共第16号	
		1 茨共第17号	
定置漁業権	1	茨定第1号	

(例)

法第91条の規定による指導又は勧告に関するチェックシート

漁業権番号：茨共第1号

漁業権者：平潟漁協

年月日：

令和4年9月9日

部署及び担当者氏名：漁政課 鴨下 真吾

チェック項目	合理的理由の有無	該当する場合に「✓」	判断の根拠
1 資源管理の状況等の報告 漁業権の免許以降、法第90条の第1項に基づく資源管理の状況等の報告を毎年行っている（注1）		✓	資源管理状況等の報告の提出あり
2 法第91条第1項第1号の判断基準		✓	資源管理状況等の報告で確認
(1) 漁業関係法令を遵守している		✓	資源管理状況等の報告で確認
(2) 法第72条に規定する「免許についての適格性」を有している		✓	資源管理状況等の報告で確認
(3) 漁具の使用・設置状況や薬品の使用状況が適切である		✓	漁業調整上の問題が発生していない
(4) 漁場紛争が起きていない又は漁場紛争の解決に向けて誠実に取り組んでいる		✓	漁業調整上の問題が発生していない
(5) 資源管理を適切に実施している		✓	資源管理状況等の報告で確認
(6) 漁場改善計画に基づく取組が行われている（区画漁業権の場合）			(該当しない)
(7) 漁具や養殖施設を放置するなどして他者の漁業生産活動を妨げていない		✓	漁業調整上の問題が発生していない
(8) 通常の漁業活動では想定されない爆発物その他危険を及ぼすと認められるものを使用していない		✓	漁業調整上の問題が発生していない
(9) 過密養殖や過剰給餌により漁場環境を悪化させる状況を過度に発生させていない			(該当しない)
(10) 漁場環境に影響を与えるような有害物質を流出させていない		✓	漁業調整上の問題が発生していない
(11) 基本な被害が想定される場合には、魚類防疫の観点から適切な対応がなされている			(該当しない)
(12) その他			(該当しない)
3 法第91条第1項第2号の判断基準			
(1) 操業や養殖が可能な期間を相当程度利用している（注2・3・4）	有	✓	ヒアリングで確認
(2) 養殖密度が周囲の漁場と同程度である、あるいは飼育状態を合理的に説明できる（区画漁業権の場合）（注4）			(該当しない)
(3) 漁場の全てを利用している（注4）	有	✓	ヒアリングで確認
(4) 漁場を持続的に利用できるよう、生産量等の項目を含む事業計画書等に基づき自らの事業を評価し、計画的に漁業の生産活動を行っている。		✓	漁業生産力の発展計画で確認
(5) その他			(該当しない)
4 評価		問題なし	/ 指導
評価理由	全てのチェック項目を満たしており、漁場は適かつ有効に利用されたと評価される。 茨共第1号共同漁業権は、活用漁業権と判断する。		

資料No.8－5

令和5年9月の漁業権免許の一斉切替における基本的な考え方（案）

茨城県農林水産部漁政課

第1 基本的な考え方

現在免許されている海面の漁業権は、いずれも令和5年に免許後10年（定置漁業権にあっては5年）を迎える満了する。

令和5年9月から予定されている漁業権免許の一斉切替は、令和2年12月に施行された改正後の漁業法（昭和24年法律第267号、以下「法」という。）の下で行われる初めての免許切替であり、「海面利用制度等に関するガイドライン」（令和2年6月30日付け2水管第499号水産庁長官通知。以下「ガイドライン」という。）等に基づいて行われることとなる。

ここ10カ年の茨城県の沿岸漁業を取り巻く状況を鑑みると、東日本大震災から11年が経過し被災した施設等の復旧は完了した一方、沿岸漁業の従事者の減少や高齢化が進んでいるほか、海水温の上昇等の海洋環境の変化により、漁業権漁場の主対象である沿岸性の海洋生物の分布や生態に変化が見られる等、その状況は10年前、20年前の漁場計画樹立時とは異なる自然・社会環境に置かれている。また、ガイドラインのとおり、既存の漁場の円滑な利用の確保や新規漁場の確保・有効活用を図るなどを含め、一層の海面の有効活用が求められているところである。

令和5年の漁業権一斉切替にあたっては、沿岸漁業と取り巻く自然・社会環境の変化に注視しながら、漁場利用の実態を十分把握のうえ、漁業権の内容を検討する。漁業調整その他公益に支障を及ぼさないと認められる場合には、本県海面における漁業上の総合利用を図り漁業生産力を維持発展させるため、海区漁場計画を作成するものとする。

第2 海区漁場計画の作成にあたっての基本的事項

1. 免許予定期

現在免許されている漁業権の存続期間の満了する令和5年8月31日の翌日である9月1日とする（茨共第17号第2種共同漁業権（大根漁場）を除く）。

2. 漁業権の存続期間及び海区漁場計画の期間

- (1) 共同漁業権は、令和5年9月1日から令和15年8月31日までの10年間とし、海区漁場計画は5年ごとに定める（茨共第17号第2種共同漁業権（大根漁場）を除く）。
- (2) 定置漁業権は、令和5年9月1日から令和10年8月31日までの5年間とし、海区漁場計画はその都度定める。

3. 免許番号

引き続き海区漁場計画を作成する場合は、現在の免許番号を使用する。

4. 隣接県との関係

福島県または千葉県の漁業権と接する本県免許の漁業権の漁場区域の位置については、現行どおりとする。

第3 海区漁場計画作成にあたって検討すべき事項

1. 第1種共同漁業

(1) 対象漁業種類の見直し

水産動植物については、特にあわびの他、うに、いわがき及びなまこ等の磯根資源の利用を促進するため、これまで潜水器の使用について、特別採捕許可により資源への影響、漁業調整上の問題、漁業振興への寄与について調査を実施してきたところ問題が見られなかったことから、平成28年以降、潜水器の使用を許可漁業としている。

今回の切替にあたっては、漁場の行使状況に応じ、ほとんど利用されておらず将来においても利用する見込みがない種類については削除し、近年における資源の分布及び採捕の実態を踏まえて今後利用する見通しがある種類については、新たに加えるものとする。

(2) 漁場区域の見直し

漁業権は、地先海面における漁場の定着性水産動植物の排他的利用について漁業者に権利を行使させるものである。漁場利用の実態調査の結果、現行の漁業権漁場の沖合域の漁場利用はなく、漁業権が設定されていない自然海岸の漁場利用もないことから、原則として漁業権漁場の区域は現行のとおりとする。

また、区域の表記については、緯度経度表示を基本として、必要に応じ従来の表記を併記する。

(3) 新規漁業権の免許の取扱い

漁場利用実態調査の結果、新規に海区漁場計画を作成すべき漁場はないと判断されるので、新規の海区漁場計画は作成しない。

(4) 関係地区の取扱い

現行免許期間中に沿海地区においては、漁協合併が行われなかつたが、漁協合併に関し、従来漁場を利用してきた地元の漁業者に不利益が生じないよう、現行どおり取扱うものとする。

なお、免許期間中に合併した漁協については、平成13年の漁業法の一部改正による

漁業権に係る同意制度、部会制度の活用を指導する。

（5）保全沿岸漁場

現在、茨城県沿岸の漁場では、漁業権者（漁協）による保全活動がなされていることから、法第 62 条に定められた保全沿岸漁場の設定は行わない。

2. 第 2 種共同漁業

（1）雑魚建網

雑魚建網漁業については、現行どおり海区漁場計画を作成することとする。

なお、引き続きヒラメ等の水産資源を維持するため、資源管理の取組を促すこととする。

（2）大根漁場

大根の漁業権の免許については、昭和 38 年、昭和 48 年の漁業権免許時に茨城、千葉両県と水産庁による調整を経て覚書を調印し、昭和 58 年、平成 5 年、平成 15 年、平成 25 年に 10 年毎の更新を経て現在に至っている。

現行の免許期間は令和 5 年 10 月 31 日に満了するため、次期の免許にあたっては、現行の漁場計画の内容を原則とし、千葉県と覚書の取り交わしを進めるものとする。

3. 定置漁業権

会瀬地区の定置漁業は、平成 5 年 6 月から（旧）会瀬漁協の自営事業として実施されており、平成 23 年 3 月の久慈町漁協との合併後は、久慈町漁協の自営事業として引き続き実施されている。

現行免許の期間、水揚げ 1 億円を目標に掲げ操業を行っており、届かない年度もあるものの地元日立市の消費者に対する「会瀬の魚」の供給は根付いており、地元からの要請も大きい。またその要請にこたえる形で令和 4 年度からは、会瀬市場のほか久慈市場での販売を開始している。

したがって、定置漁業権について、現行どおり海区漁場計画を作成することとする。

4. 漁場基点の適正化

漁業権の切替にあたり、沿岸部の工事や海岸地形の変化などにより滅失した漁場基点については、新たに基点を設定するとともに、緯度経度表示を基本とし、区域を明確化する。

漁業権一斉切替 基本方針 新旧対照表

(新) 令和5年9月の漁業権免許の一斉切替における 基本的な考え方(案)	(旧) 平成25年9月の漁業権一斉切替における 基本的な考え方	変更点 備考
<p>第1 基本的な考え方</p> <p>現在免許されている海面の漁業権は、いずれも令和5年に免許後10年(定置漁業権にあっては5年)を迎えた満了する。</p> <p>令和5年9月から予定されている漁業権免許の一斉切替は、令和2年12月に施行された改正後の漁業法(昭和24年法律第267号、以下「法」という。)の下で行われる初めての免許切替であり、「海面利用制度等に関するガイドライン」(令和2年6月30日付け2水管第499号水産庁長官通知。以下「ガイドライン」という。)等に基づいて行われることとなる。</p> <p>ここ10力年の茨城県の沿岸漁業を取り巻く状況を鑑みるに、東日本大震災から11年が経過し被災した施設等の復旧は完了した一方、沿岸漁業の従事者の減少や高齢化が進んでいるほか、海水温の上昇等の海洋環境の変化により、漁業権漁場の主対象である沿岸性の海洋生物の分布や生態に変化が見られる等、その状況は10年前、20年前の漁場計画樹立時とは異なる自然・社会環境に置かれている。また、ガイドラインのとおり、既存の漁場の円滑な利用の確保や新規漁場</p>	<p>第1 基本的な考え方</p> <p>現在免許されている海面の漁業権は、いずれも平成25年に免許後10年(定置漁業権にあっては5年)を迎えた満了する。</p> <p>改正法・ガイドライン</p>	<p>ここ10年の沿岸漁業を取り巻く自然的・社会的条件にも変化が見られている。</p> <p>特に平成23年3月に発生した東日本大震災や、東京電力福島第一原子力発電所事故の影響により、一部の漁業では操業が制限されている状況である。</p>

<p><u>の確保・有効活用を図るなどを含め、一層の海面の有効活用が求められているところである。</u></p>	<p><u>令和5年の漁業権一齊切替にあたっては、沿岸漁業と取り巻く自然・社会環境の変動に注視しながら、漁場利用の実態を十分把握のうえ、漁業権の内容を検討する。漁業調整その他の公益に支障を及ぼさないと認められる場合には、本県海面における漁業上の総合利用を図り漁業生産力を維持発展させるため、海区漁場計画を作成するものとする。</u></p>	<p>平成25年の漁業権一齊切替にあたっては、震災からの復旧・復興の動向に注視しながら、漁場利用の実態を十分把握し、漁業権の内容を検討し、本県海面における漁業上の総合利用を図り、漁業生産力を維持発展させるため、漁業調整その他の公益に支障を及ぼさないと認められる場合には漁場計画を樹立するものとする。</p>
<p><u>第2 海区漁場計画の作成にあたっての基本的事項</u></p>	<p>1. 免許予定日 現在免許されている漁業権の存続期間の満了する<u>令和5年8月31日の翌日である9月1日</u>とする（茨共第17号第2種共同漁業権（大根漁場）を除く）。</p>	<p>第2 漁場計画にあたっての基本的事項 1. 免許予定日 現在免許されている漁業権の存続期間の満了する平成25年8月31日の翌日である9月1日とする（茨共第17号第2種共同漁業権（大根漁場）を除く）。</p>
<p>2. 演業権の存続期間及び海区漁場計画の期間</p>	<p>(1) 共同漁業権は、令和5年9月1日から令和15年8月31日までの10年間とし、海区漁場計画は5年ごとに定める（茨共第17号第2種共同漁業権（大根漁場）を除く）。</p> <p>(2) 定置漁業権は、令和5年9月1日から令和10年8月31日までの5年間とし、海区漁場計画はその都度定める。</p>	<p>2. 存続期間 （1）共同漁業は、平成25年9月1日から平成35年8月31日までの10年間とする（茨共第17号第2種共同漁業権（大根漁場）を除く）。</p> <p>（2）定置漁業は、平成25年9月1日から平成30年8月31日までの5年間とする。</p>
<p>3. 免許番号</p>	<p>引き続き海区漁場計画を作成する場合は、現在の免許番号を使用する。</p>	<p>3. 免許番号 引き続き漁場計画を樹立する場合は、現在の免許番号を使用するものとする。</p>

4. 隣接県との関係 福島県または千葉県の漁業権と接する本県免許の漁業権の漁場区域の位置については、現行どおりとする。	<p>4. 隣接県との関係 福島県または千葉県の漁業権と接する本県免許の漁業権の漁場区域の方位については、現行どおりとする。</p> <p>第3 海区漁場計画作成にあたって検討すべき事項</p> <p>1. 第1種共同漁業</p> <p>(1) 対象漁業種類の見直し</p> <p>水産動植物については、特にあわびの他、うに、いわがき及びなまこ等の磯根資源の利用を促進するため、これまで潜水器の使用について、特別採捕許可により資源への影響、漁業調整上の問題、漁業振興への寄与について調査を実施してきたところ問題が見られなかつたことから、平成28年以降、潜水器の使用を許可漁業としている。</p> <p>今回の切替にあたつては、漁場の行使状況に応じ、ほとんど利用されおらず将来においても利用する見込みがない種類については削除し、近年における資源の分布及び採捕の実態を踏まえて今後利用する見通しがある種類については、新たに加えるものとする。</p> <p>(2) 漁場区域の見直し</p> <p>漁業権は、地先海面における漁場の定着性水産動植物の排他の利用について漁業者に権利を行使させるものである。漁場利用の実態調査の結果、現行の漁業権漁場の沖合域の漁場利用はなく、漁業権が設定されていない自然海岸の漁場利用</p> <p>第3 漁場計画樹立にあたって検討すべき事項</p> <p>1. 第1種共同漁業</p> <p>(1) 対象漁業種類の見直し</p> <p>水産動植物については、特にあわびの他、うに、いわがき、なまこ等の磯根資源の利用を促進するため、平成15年以降、一定の条件を満たした漁協に対し、潜水器使用等の特別採捕許可を発給し、資源への影響、漁業調整上の問題、漁業振興への寄与について調査を実施してきた。</p> <p>今回の切替にあたつては、漁場の行使状況に応じ、利用がほとんどなされておらず将来においても利用する見込みがない種類については削除し、近年における資源の分布及び採捕の実態をふまえて今後利用する見通しがある漁業については、新たに加えるものとする。</p> <p>(2) 漁場区域の見直し</p> <p>漁業権は、地先海面における漁場の定着性水産動植物の採捕について漁業者に行使させるものであり、実態調査の結果、現行の漁業権漁場の沖合域の漁場利用はなく、漁業権が設定されていない自然海岸の漁場利用</p>
--	---

<p>もないことから、原則として漁業権漁場の区域は現行のとおりとする。</p> <p><u>また、区域の表記については、緯度経度表示を基本として、必要に応じ從来の表記を併記する。</u></p>	<p>して漁業権漁場の区域は現行のとおりとする。</p> <p>なお、平成23年3月の東日本大震災により、本県地形に若干の変化が確認されていることから、必要な補正を行うものとする。</p>	<p>(3) 新規漁業権の免許の取扱い</p> <p>漁場利用実態調査の結果、新規に<u>海区</u>漁場計画を作成すべき漁場はないと判断されるので、新規の<u>海区</u>漁場計画は作成しない。</p>	<p>(3) 新規漁業権の免許の取扱い</p> <p>漁場利用実態調査の結果、新規に漁場計画を樹立すべき漁場はないと判断されるので、新規の漁場計画は樹立しない。</p>	<p>(4) 関係地区の取扱い</p> <p>現行免許期間中に沿海地区においては、<u>はさき漁協</u>（波崎、波崎共栄漁協）、久慈町漁協（久慈町、会瀬、河原子漁協）の漁協合併が行われたが、漁協合併に関し、從来漁場を利用してきた地元の漁業者に不利益が生じないよう、現行どおり取扱うものとする。</p> <p>なお、免許期間中に合併した漁協については、平成13年の漁業法の一部改正による漁業権に係る同意制度、部会制度の活用を指導する。</p>	<p>(4) 関係地区の取扱い</p> <p>現行免許期間中に沿海地区においては、<u>はさき漁協</u>（波崎、波崎共栄漁協）、久慈町漁協（久慈町、会瀬、河原子漁協）の漁協合併が行われたが、漁協合併に関し、從来漁場を利用してきた地元の漁業者に不利益が生じないよう、現行どおり取扱うものとする。</p> <p>なお、合併した漁協については、平成13年の漁業法改正による漁業権に係る同意制度、部会制度の活用を指導する。</p>	<p>(5) 保全沿岸漁場</p> <p>現在、茨城県沿岸の漁場では、漁業権者（漁協）による保全活動がなされていることから、法第62条に定められた保全沿岸漁場の設定は行わない。</p>	<p>(新設)</p> <p>法第62条で定められている制度で、県が海区漁場計画の中で保全沿岸漁場を設定し、組合、漁連、一般社団法人または一般財團法人を沿岸漁場管理団体に指定し保全沿岸漁場管理させる制度。</p>
---	--	--	--	---	--	--	--

		2. 第2種共同漁業	
(1) 雜魚建網	(1) 雜魚建網漁業については、現行どおり <u>海区漁場計画を作成することとする。</u>	(1) 雜魚建網	雜魚建網漁業については、現行どおり漁場計画を樹立することとする。 なお、引き続きヒラメ等の水産資源を維持するため、資源管理の取組を促すこととする。
(2) 大根漁場	(2) 大根の漁業権の免許については、昭和38年、昭和48年の漁業権免許時に茨城、千葉両県と水産庁による調整を経て覚書を調印し、昭和58年、平成5年、平成15年、 <u>平成25年に10年毎の更新を経て現在に至っている。</u> 現行の免許期間は <u>令和5年10月31日</u> に満了するため、次期の免許にあたっては、現行の漁場計画の内容を原則とし、千葉県と覚書の取り交わしを進めるものとする。	(2) 大根漁場	「平成25年の覚書更新」以外変更なし 大根の漁業権の免許については、昭和38年、昭和48年の漁業権免許時に茨城、千葉両県と水産庁による調整を経て覚書を調印し、昭和58年、平成5年、平成15年に10年毎の更新を経て現在に至っている。 現行の免許期間は平成25年10月31日に満了するため、次期の免許にあたっては、現行の漁場計画の内容を原則とし、千葉県と覚書の取り交わしを進めるものとする。
3. 定置漁業権	会瀬地区の定置漁業は、平成5年6月から(旧)会瀬漁協の自営事業として実施されており、平成23年3月の久慈町漁協との合併後は、久慈町漁協の自営事業として引き続き実施されている。 現行免許の期間、水揚げ1億円を目標に掲げ操業を行つており、届かない年度もあるものの地元日立市の消費者に対する「会瀬の魚」の供給は根付いており、地元からの要請も大きい。またその要請にこたえる形で令和4年度からは、会瀬市場	3. 定置漁業権	会瀬漁協→(旧)会瀬漁協と 会瀬地区の定置漁業は、平成5年6月から会瀬漁協の自営事業として実施されており、平成23年3月の久慈町漁協との合併後は、久慈町漁協の自営事業として引き続き実施されている。 しかし、平成23年3月の東日本大震災により、定置網2カ統のうち1カ統が全損したもののは、共同利用漁船等復旧支援対策事業により、全損した網を復旧し、2カ統での操業を再開した。漁協では2カ統で周年操業を行い、安定

<p><u>のほか久慈市場での販売を開始している。</u></p>	<p>した水揚げを得て経営を立て直し、地元主体に「会瀬の魚」を提供していくことを計画している。 したがって、定置漁業権について、現行どおり<u>海区漁場計画</u>を作成することとする。</p>	<p>したがって、定置漁業権については、現行どおり漁場計画を樹立することとする。</p>	

4. 漁場基点の適正化

漁業権の切替にあたり、沿岸部の工事や海岸地形の変化などにより滅失した漁場基点については、新たに基点を設定するとともに、緯度経度表示を基本とし、区域を明確化する。

した水揚げを得て経営を立て直し、地元主体に「会瀬の魚」を提供していくことを計画している。
したがって、定置漁業権については、現行どおり漁場計画を樹立することとする。

漁業権の切替にあたり、東日本大震災による海岸地形の変化などにより滅失した漁場基点については、新たに基点を設定するとともに、基点の地番表示の適正化を図り、区域を明確化する。

した水揚げを得て経営を立て直し、地元主体に「会瀬の魚」を提供していくことを計画している。
したがって、定置漁業権については、現行どおり漁場計画を樹立することとする。

漁業権の切替にあたり、東日本大震災による海岸地形の変化などにより滅失した漁場基点については、新たに基点を設定するとともに、基点の地番表示の適正化を図り、区域を明確化する。

資料No.8－6

茨城海区漁場計画の作成状況

1 主な検討内容について

(1) 共同漁業権

〈漁業の種類の見直し〉

漁業権の種類	漁業の名称	検討状況
第1種 共同漁業権	えむし	長期間、当該資源の利用実態が無く、今後もその利用が見込まれないことから、海区漁場計画に含めない。
	こたまがい	えむし (茨共第3号 大津、第5号 川尻) こたまがい (茨共第5号 川尻)
	あさり	あさり (茨共第13号 那珂湊)
	あかがい	長期間、当該資源の存在が確認されておらず、今後もその利用が見込まれないことから、海区漁場計画に含めない。 (茨共第13号 那珂湊)
	上記以外	変更なし
第2種 共同漁業権	雑魚さし網	変更なし

〈漁場の位置の見直し〉

漁業権の種類	漁場の位置	検討状況
第1種共同漁業権	現行免許のとおり	変更なし
第2種共同漁業権	現行免許おとおり	変更なし

(2) 定置漁業権

〈漁業の種類の見直し〉

漁業権の種類	漁業の種類	検討状況
定置漁業権	ぶり定置網	変更なし

〈漁場の位置の見直し〉

漁業権の種類	漁場の位置	検討状況
定置漁業権	現行免許のとおり	変更なし

(3) 保全沿岸漁場

検討状況
現在、茨城県沿岸の漁場では、漁業権者（漁協）による保全活動がなされていることから、法第62条に定められた保全沿岸漁場の設定は行わない。

漁業権一斉切替に伴う海区漁場計画（案）総括表

令和4年11月1日現在

免許番号	種類	関係漁協	対象漁業種類	漁場の位置・区域	備考
茨共第1号	第1種	平潟	変更なし	変更なし	
茨共第3号	第1種	大津	えむしを削除	変更なし	えむし資源の利用が見込まれないため
茨共第4号	第1種	大津・川尻	変更なし	変更なし	
茨共第5号	第1種	川尻	えむし、こたまがいを削除	変更なし	えむし、こたまがい資源の利用が見込まれないため
茨共第6号	第1種	久慈町(旧会瀬)	変更なし	変更なし	
茨共第7号	第1種	久慈町(旧河原子)	変更なし	変更なし	
茨共第8号	第1種	久慈町(旧河原子)・久慈浜丸小	変更なし	変更なし	
茨共第9号	第1種	久慈浜丸小	変更なし	変更なし	
茨共第10号	第1種	久慈町・久慈浜丸小	変更なし	変更なし	
茨共第11号	第1種	久慈町・久慈浜丸小・磯崎	変更なし	変更なし	
茨共第12号	第1種	磯崎	変更なし	変更なし	
茨共第13号	第1種	那珂湊	あさり、あかがいを削除	変更なし	あさり、あかがい資源の利用が見込まれないため
茨共第15号	第1種	大洗町・鹿島灘・はさき	変更なし	変更なし	
茨共第16号	第1・2種	大洗町・鹿島灘・はさき	変更なし	変更なし	
茨共第17号	第2種	那珂湊・大洗町・鹿島灘・はさき・銚子市	変更なし	変更なし	
茨定第1号	定置	久慈町(旧会瀬)		変更なし	

令和4年度のカジキ釣り大会実施結果

大洗インターナショナルビルフィッシュトーナメント2022

【期 間】 8月27日（土）～28日（日） ※28日（日）は荒天により中止

【参加数】 34隻（約200人）

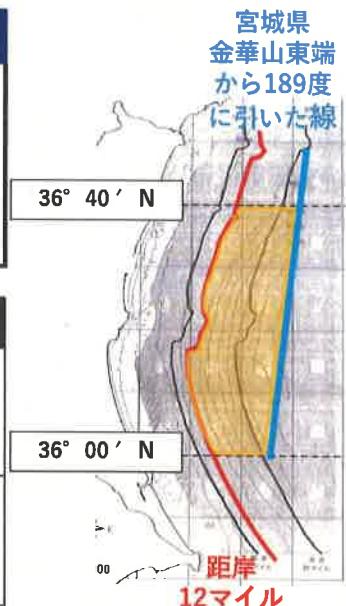
→ 6名の外国人選手が出場（日本人船長が操縦する日本籍船舶に乗船）

大洗カジキBIG-1カーニバル2022

【期 間】 7月～9月の土・日・祝日（30日間）

【参加数】 30隻（大会エントリー隻数）

→ 各開催日ごとの出艇状況は、次ページ参照



大 会 海 域

東 西	西：距岸12マイル 東：宮城県金華山東端から189度に引いたライン (船舶安全法施行規則における「沿海区域」のライン)
南 北	北：36° 40' N 南：36° 00' N

結果詳細

<出艇状況>

イベント名	BIG-1カーニバル										
	開催日	7/2(土)	7/3(日)	7/9(土)	7/10(日)	7/16(土)	7/17(日)	7/18(月)	7/23(土)	7/24(日)	7/30(土)
出艇隻数	4	9	0	4	0	0	4	2	8	3	9

イベント名	BIG-1カーニバル								ビルフィッシュトーナメント
	開催日	8/6(土)	8/7(日)	8/11(祝)	8/13(土)	8/14(日)	8/20(土)	8/21(日)	
出艇隻数	3	14	0	0	3	5	5	34	0

イベント名	BIG-1カーニバル									
	開催日	9/3(土)	9/4(日)	9/10(土)	9/11(日)	9/17(土)	9/18(日)	9/19(祝)	9/23(祝)	9/24(土)
出艇隻数	1	7	0	0	7	0	0	6	0	0

<釣果>

7月		8月		9月		計	
陸揚げ	放流	陸揚げ	放流	陸揚げ	放流	陸揚げ	放流
3	0	11	1	0	1	14	2

※魚種は全てマカジキ

安全な大会運営のための取組

<大会監視>

- 大会参加艇にAIS（ClassB以上）の設置を義務化
- 7月～9月の大会開催日（土・日・祝日）において、県がリアルタイムで参加艇を監視
 - ⇒ 地図上にAISデータを表示するアプリ「FindShip」を使用
- 大洗マリーナの協力を得て、無線による注意喚起を実施
 - ⇒ 7月～9月を通じた注意喚起件数：31件（海域逸脱の注意喚起等）

<大会関係の洋上トラブル通報窓口>

- 大会開催日において、AIS監視担当者等（2名体制）が専用携帯電話を所持
 - ⇒ 7月～9月を通じた通報件数：0件

<参加者に対する漁場形成状況等の周知>

- キャプテン会議等において、特に注意が必要な漁法について図を使って周知
 - ⇒ 底曳網、沖合かご、ヒラメ曳き釣り（大洗付近）
- この他にも、注意すべき情報が入り次第、参加者に速やかに周知
 - ⇒ 千葉県の二艘まき漁船への注意、くろまぐろ採捕禁止期間中の大会ルール適用 等

陸上イベントの結果等

- イベント来場者数：約3,000人（荒天により1日のみの開催）



<メディア取り上げ状況（主なもの）>

- ◆ NHK水戸 6／9 朝放送（いば6）
- ◆ NHK首都圏 6／10 朝放送
- ◆ フジテレビ 8／27 夕方放送（Live News イット！）
- ◆ TBS 8／28 夕方放送（Nスタ）、8／29 朝放送（朝一番BS-TBSニュース）
- ◆ NHK水戸 8／29 昼放送（ニュース（茨城））、9／7 夕方放送（いば6）
- ◆ NHK首都圏 8／29 夕方放送（首都圏ネットワーク）、9／6 朝放送（おはよう日本 関東甲信越）
- ◆ テレビ東京 10／17 夕方放送（YOHUは何しに日本へ？）

※ その他、新聞やWEB配信での取り上げ多数あり

今年の夏は海を満喫!

OARAI INTERNATIONAL FISHING FESTIVAL

2022

8.27.28.

10:00 ▶ 15:00 ※雨天決行荒天中止

大洗港区第4埠頭・特設会場

茨城県東茨城郡大洗町港中央12-5(大洗マリーナ横)

イベントスケジュール

	8/ 27 [sat]
10:00	10:30 ●キッズダンスチーム「ANGEL KID'S」
11:00	11:00 ●ねば～る君のカジキクイズ
11:30	11:30 ●カジキ解体ライブショー
12:00	12:00 ●神野梓&村田基トークショー
13:00	13:00 ●大洗高校マーチングバンド部 「BLUE-HAWKS」コンサート
13:30	13:30 ●堤防釣り大会表彰式
14:00	14:00 ●室屋義秀トークショー

	8/ 28 [sun]
10:30	●キッズダンスチーム 「まっちゃんとゆかいな仲間たち」
11:30	●室屋義秀エアショー in 大洗 場所/大洗港区第4埠頭周辺
12:00	●カジキ解体ライブショー
12:30	●アライッペとタラコン博士のカジキクイズ
13:00	●秋丸美帆トークショー
13:30	●堤防釣り大会表彰式
14:00	●海上保安庁音楽隊コンサート

各コーナー 10:00~15:00

飲食ブース

- ご当地グルメ
(メロンまるごとソーダ、ハム焼等)
- カジキメニュー
- 茨城の海産物
- キッチンカー など

体験ブース ※無料・先着順

- カジキ釣り体験シミュレーター
- 堤防釣り体験
- トウクトウ体験乗車
- 体験乗船(ボート・ヨット)
- うみまちアートワークショップ など

展示ブース

- アクアワールド・大洗コーナー
- 日本釣振興会コーナー
- 海上保安庁コーナー
- ミニショベル展示
- ボート展示 など

[主催]大洗インターナショナルフィッシングフェスティバル実行委員会

[構成員]茨城県、大洗町、(一社)大洗観光協会、大洗町商工会、いばらきビルフィッシュトーナメントネットワーク、(株)茨城ポートオーソリティ

廣澤美術館

大賀工務店



Nihon Human Support
日本ヒューマンサポート

SHIBA

SEKISHO
SEKISHO GROUP

常陽銀行

コスモ総合建設
Cosmo-Sangyo Construction Co., Ltd.

Daiwa

JX JX金属

IGA
イガラシ緑業株式会社



OARAI INTERNATIONAL FISHING FESTIVAL

2022



会場レイアウト



● 室屋義秀エアショー in 大洗

28日(日)

11:30~

10:00~運営本部前で
観覧席の整理券を配布
します。(先着100名)



● 室屋義秀 トークショー



27日(土)
14:00~

エアレース・パイロット
室屋義秀さん



● 大洗高校マーチングバンド部 「BLUE-HAWKS」コンサート 27日(土)13:00~



● 海上保安庁音楽隊コンサート 28日(日)14:00~

お問い合わせ

大洗インターナショナルフィッシングフェスティバル実行委員会 事務局

茨城県政策企画部地域振興課内 TEL.029-301-2778

沼尻産業(株)・株木建設(株)・(株)達久・(株)キーサイド・(株)コーディアル・(株)ケン・マツウラリールジャパン・北関東ファミリー(株)・(株)伊東商事・ひたちなかIT企業協議会・ヤンマー船用システム(株)茨城支店・(株)春峰園・(株)千代田テクノル・東京海上日動火災保険(株)・(株)筑波銀行・今川医療福祉グループ・(有)デルタ・関東道路(株)・(株)アサイン・(株)裕達・医療法人安東会みどりクリニック・茨城県信用組合・茨城県信用保証協会・ビッグゲームルアーズ・伊部(株)SINA COVA・(株)ゆにるーず・日立建機日本(株)日立営業所・桃井製網(株)・柴沼醤油醸造(株)

OARAI INTERNATIONAL FISHING FESTIVAL を盛り上げよう!!

カジキ



グルメフェア

開催期間 2022年8月1日～9月30日

大洗・水戸・ひたちなかエリアを中心とした人気**30**店舗で開催!!

カジキ釣り国際大会を中心とする総合イベント「OARAI INTERNATIONAL FISHING FESTIVAL」

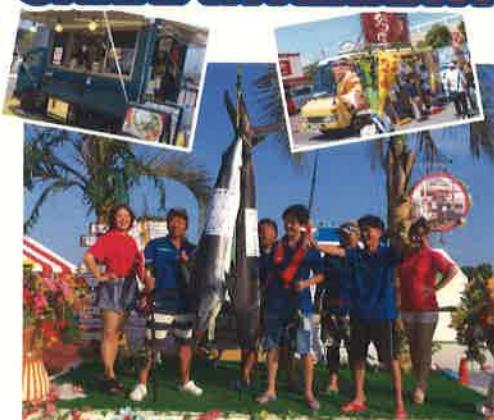
(大洗港区第4埠頭／8月27日～28日)の開催を記念し、

期間中に下記の店舗で食材にカジキを使った美味しいカジキグルメを提供します。

ぜひ、各店舗で提供されるカジキ料理を食べ歩いてみてください♪

※フェア参加店舗は裏面に掲載しています!!

OARAI INTERNATIONAL FISHING FESTIVAL 開催!!



**2022年8月27日～28日
10:00～15:00 大洗港区第4埠頭**

国内初となるカジキ釣り国際大会「OARAI International Billfish Tournament」を中心とする総合イベントを開催!! 陸上では、県内を代表するグルメや海産物、カジキメニューが味わえる飲食ブースやケータリングカーに加え、カジキ釣り体験シミュレーターやカジキ解体ショーなどを実施し、会場を盛り上げます!! また、その日釣りあげたカジキを間近で見られる、検量式も行います!! ぜひ、足を運んでいただき生のカジキの迫力を全身で堪能してください!!

※28日(日)は大洗八朔祭も開催されます。会場へはなるべく公共交通機関を使ってお越しください。

OARAI INTERNATIONAL FISHING FESTIVAL

カジキグルメフェア参加店一覧



大洗エリア

カジキとはまぐり アクアパツツア 朝日堂

【電話】029-267-1288
【住所】大洗町桜道458
【定休日】不定休
【提供期間】8/22~9/30

大洗で食べることに意味がある! カジキかつサンド 大洗まいわい市場

【電話】029-266-1147
【住所】大洗町港中央11-2 大洗シーサイドステーション1F
【定休日】無休
【提供期間】8/10~9/30まで(仕入れ分がなくなり次第終売)

肉厚カジキマグロバーガー、カジキカツカレー 大洗浜っこ食堂 お魚天国

【電話】029-267-7675
【住所】大洗町港中央11-2 大洗シーサイドステーション内
【定休日】無休
【提供期間】8/1~9/30

やわらかカジキフライ定食 海鮮食事処 お魚天国

【電話】029-264-7676
【住所】大洗町磯浜町8253-18
【定休日】無休
【提供期間】8/1~9/30

カジキのにぎり(生、炙り、漬け、明太マヨ炙り) 回転寿司 お魚天国

【電話】029-264-7676
【住所】大洗町磯浜町8253-18
【定休日】無休
【提供期間】8/1~9/30

カジキ王様メンチ 惣菜店かじま

【電話】029-267-2118
【住所】大洗町磯浜町816-1
【定休日】日曜
【提供期間】通年

カジキ王様メンチ 港食堂かじま

【電話】029-212-4737
【住所】大洗町磯浜町8253-24
【定休日】水曜
【提供期間】通年

カジキ王様メンチ ゆっくら事かじま

【電話】029-267-1126
【住所】大洗町港中央26-1
【定休日】火・水曜
【提供期間】通年

柔らかカジキかつロースかつ、大漁シーフードMIXかつ、他1品 とんかつレストラン クックファン 大洗出張所

【電話】029-212-3948
【住所】大洗町港中央11-2 大洗シーサイドステーション2F
【定休日】毎月第2・4火曜日(祝日の場合は変更あり)
【提供期間】8/1~9/30まで(仕入れ分がなくなり次第終売)

地鶏のカルバッチョ、カジキマグロのソテー・白ワインのクリームソース~ トラットリアJマリーナ

【電話】029-212-3330
【住所】大洗町港中央12-5
【定休日】無休
【提供期間】8/1~9/30

カジキステーキ 潮騒の湯

【電話】029-267-4031
【住所】大洗町大賀町256-25
【定休日】8月は定休なし(8月以外は第3木曜)
【提供期間】8/1~8/31(完売するまで)

大洗カジキドック、カジキカツカレー ガルパン喫茶 Panzer Vor

【電話】029-219-5393
【住所】大洗町港中央10 大洗マリンタワー2F
【定休日】火(祝日の場合は変更あり)
【提供期間】通年

カジキドック、のり弁+カジキフライ お弁当の万年屋 アクアワールド大洗店

【電話】029-267-5104
【住所】大洗町磯浜町3666-2
【定休日】定休なし(アクアワールド大洗の休館日に準ずる)
【提供期間】8/1~8/31

メカジキのペッパーフライ メヒコ 大洗店

【電話】029-267-5565
【住所】大洗町磯浜町8249
【定休日】無休
【提供期間】8/8~8/31



カジキのみぞれ煮 那珂湊漁協加工直売所 魚食楽

【電話】029-262-9006
【住所】ひたちなか市和田町3-11-11
【定休日】※8/13-14を除く土日・祝日のみ営業
【提供期間】8/6~9/30(1日限定10食)

カジキマグロの陶板ステーキ 海鮮レストラン浜辺(春日ホテル内)

【電話】029-262-3164
【住所】ひたちなか市湊本町11-4
【定休日】不定休
【提供期間】通年

カジキマグロのフリカッセ メッシーナ風 レストラン サーラ(ホテルクリスタルパレス内)

【電話】029-273-7711
【住所】ひたちなか市大平1-22-1
【定休日】なし
【提供期間】8/21~9/4

カジキマグロのフリット 自家製の和風タルタルソース レストラン米門(ホテルクリスタルパレス内)

【電話】029-273-7711
【住所】ひたちなか市大平1-22-1
【定休日】なし
【提供期間】8/21~9/4 ※要予約

おすすめ米寿御膳 カジキの西京焼き かまと飯・酒肴 米寿(ホテルテラスイン鶴田内)

【電話】029-219-7436
【住所】ひたちなか市勝田中央1-3
【定休日】不定休
【提供期間】8/1~8/15

メカジキのペッパーフライ メヒコ 水戸店

【電話】029-227-0808
【住所】ひたちなか市枝川11244
【定休日】無休
【提供期間】8/8~8/31



満腹!柔らかカジキかつとんかつ相盛、他2品 とんかつレストラン クックファン水戸店

【電話】0120-29-3998
【住所】水戸市酒門町3322-1
【定休日】火曜(祝日の場合は変更あり)
【提供期間】全メニュー8/1~9/30まで(仕入れ分がなくなり次第終売)

カジキの黒胡椒炒め 中華食堂 番

【電話】029-248-8885
【住所】水戸市酒門町3322-1
【定休日】火曜
【提供期間】8/12~8/25

カジキマグロのオニオンジンジャーソテー 烟のGOCHISO

【電話】029-357-0815
【住所】水戸市米沢町280
【定休日】火曜&第1水曜
【提供期間】通年

カジキマグロのボフレ バルサミコビネガーソース カフェ&レストラン ブティボワル ミュージアム店

【電話】029-243-5742
【住所】水戸市千波町666-1 茨城県近代美術館1F
【定休日】月曜(茨城県近代美術館の閉館日に準ずる)
【提供期間】8/1~9/19

カジキまぐろステーキソース 四川厨房 美

【電話】029-247-5805
【住所】水戸市酒門町3298-8
【定休日】無休
【提供期間】7/23~9/30



カジキやさそば おおきや

【電話】029-836-1781
【住所】つくば市上横場2365-8
【定休日】木曜
【提供期間】9/2~9/28(月・火・水・金)

カジキマグロステーキ、カジキマグロカツレツ 北と南

【電話】080-5459-2069
【住所】大洗町和銅18-7
【定休日】土日・祝日は不定休
【提供期間】9/1~9/22の平日

カジキの竈揚げ ユーリンチーソース(ランチ) 好的酒飯 好

【電話】029-302-5489
【住所】水戸市南町3-2-36
【定休日】無休
【提供期間】8/13~8/28

カジキ煮付け定食 LAX STORE

【電話】0291-32-7606
【住所】鉢田市勝下1472-2
【定休日】木曜、第3水曜
【提供期間】9/1~9/30

カジキマグロのステーキ ロコロコ キッチン

【電話】090-6945-4211
【住所】キッチンカー移動中のためお問い合わせください
【定休日】Facebook参照
【提供期間】8/11~20 21~27 28, 9/3~10 11~17 18~19 23~24 25

*ロコロコ以外のケータリングカーアソシエート協会加盟店は、基本記載された住所にある路面店舗での販売になります

主催
茨城県政策企画部地域振興課

問合せ先
OARAI INTERNATIONAL FISHING FESTIVAL
グルメフェア事務局
TEL 029-248-2344
<(株)日宣メディアス内>

ヒラメ資源の動向について
茨城県水産試験場 定着性資源部

2022/4/25
茨城海区漁業調整監査室

< 目次 >

1. ヒラメ太平洋北部系群の資源動向
2. 県内での資源状況
3. R4年級稚魚の発生状況
4. まとめ

ヒラメ太平洋北部系群の資源動向



2

ヒラメ太平洋北部系群の資源動向

系群とは、
同じ種の中で

- ・遺伝的に他の生物集団と区別できる集団
- ・産卵期や分布、回遊、成長等、独自の生物学的特徴を有する集団

茨城県沖のヒラメは、
「太平洋北部系群」
(岩手県～千葉県夷隅地域)
に分類されている。

右図：ヒラメ太平洋北部系群の分布
出典：令和4年度魚種別資源評価速報版
(R4年11月公開)



3

ヒラメ太平洋北部系群の資源動向

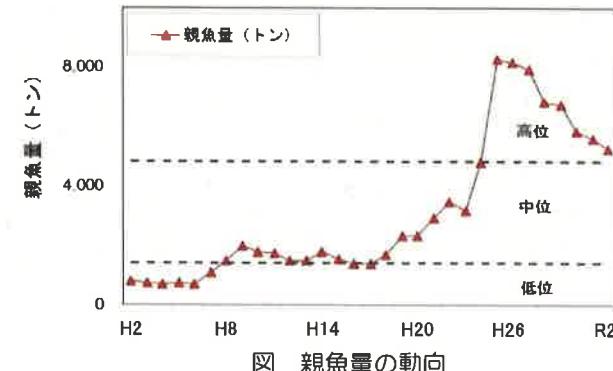


図 親魚量の動向

資源水準は高位、資源動向は減少傾向

出典：令和3年度資源評価ダイジェスト版 (R3年10月公開) 4

ヒラメ太平洋北部系群の資源動向

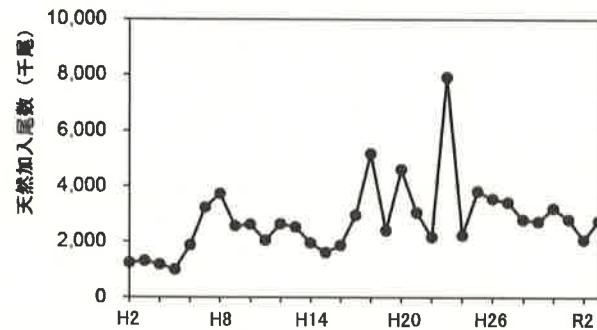


図 1歳魚の天然加入尾数

H22以降、卓越年級群は発生していない

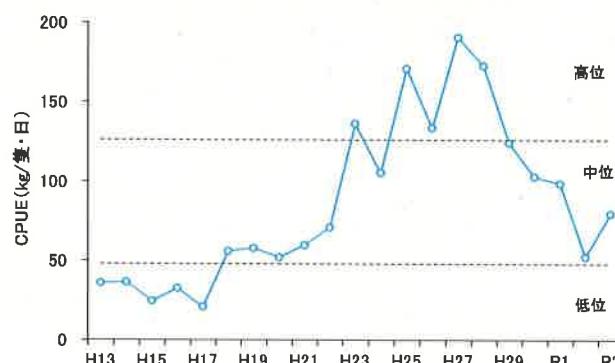
出典：令和4年度魚種別資源評価速報版（R4年11月公開）₅

県内での資源状況



6

茨城のヒラメの資源動向

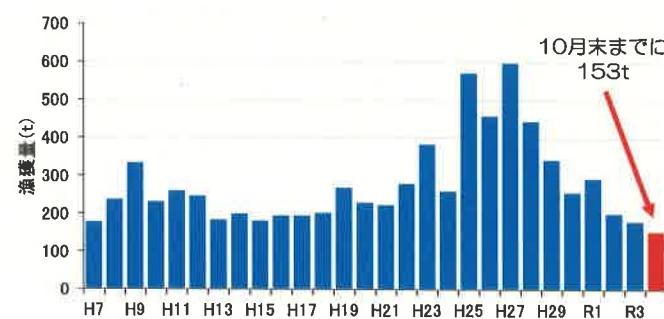


資源水準は中位、資源動向は減少傾向

*CPUEは、沖底+小底5t以上の漁獲量・有漁隻数から算出

7

茨城のヒラメ漁獲量の推移

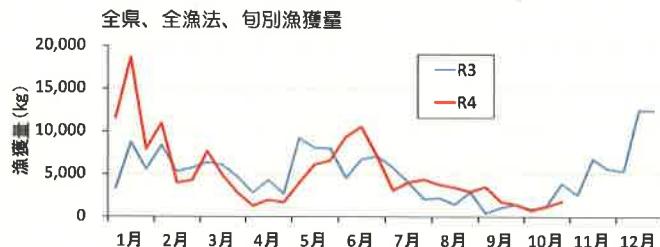


• H23年以降の増加はH27年をピークに減少

• R4年は10月末までに153t
(R3年10月末比 114%)

8

R4年のヒラメ漁獲量の推移



- R4年の漁獲量推移は概ねR3年と同様に推移、一方でR3年と比べ1月に漁獲量増（R2.12→R3.1：漁獲量減、R3.12→R4.1：漁獲量増）
- 今後12月にかけての漁獲量の増加に期待

9

R4年級稚魚の発生状況



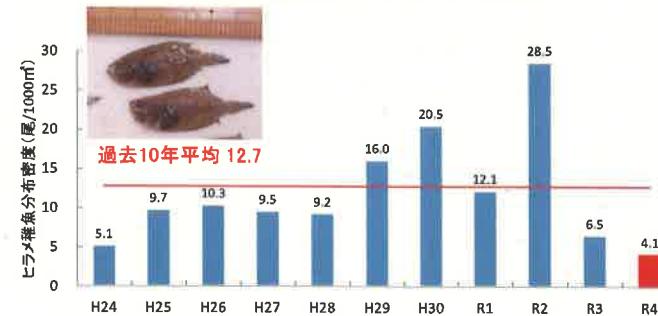
10

ヒラメビーム調査(稚魚分布密度調査)



11

ヒラメ稚魚の分布密度



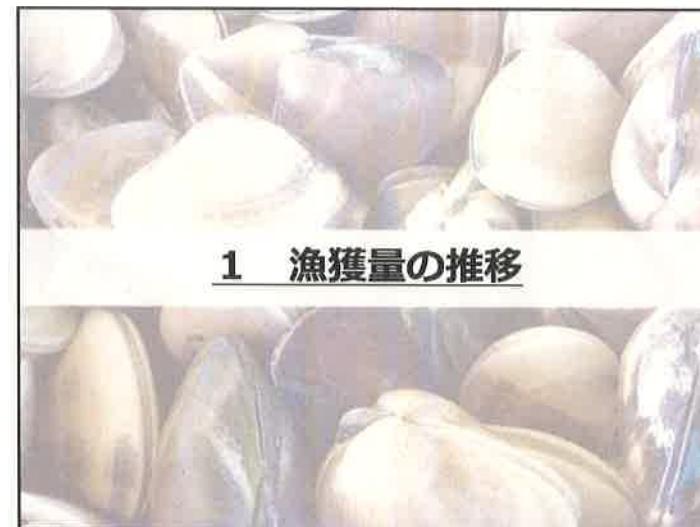
- R4年心化稚魚の最大分布密度：4.1尾/1,000m²
※各年10月までの調査結果を基に集計
- 昨年(6.5尾)の63%、過去10年平均(12.7尾)を下回る

12

まとめ

- ・国の資源動向：高位、減少傾向
- ・県の資源動向：中位、減少傾向
- ・県の漁獲量：前年並み～やや増加（震災前と同水準）
- ・R4年生まれのヒラメ：良好な加入は期待できない
- ・県内の資源見込：近年と同水準で推移する可能性

13

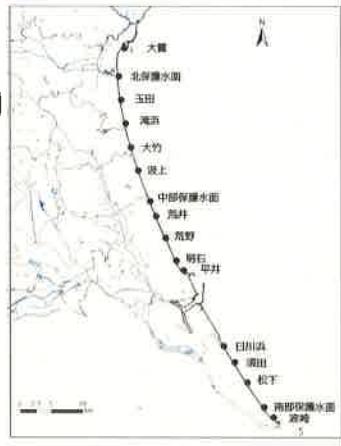


はまぐり資源量調査について

- 大貫～波崎までの16ライン
距岸距岸 200～1,600m
- 調査船による調査用貝桁網
曳網(最大10分間)
- 4～10月に実施



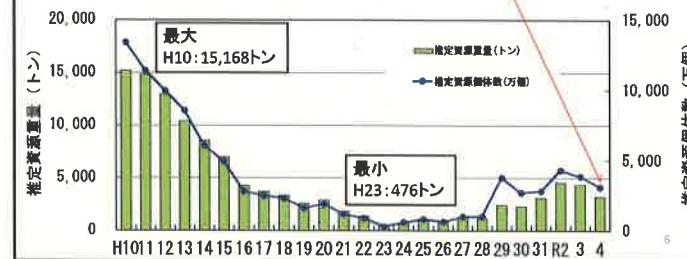
調査船 せんかい



鹿島灘はまぐりの推定資源量

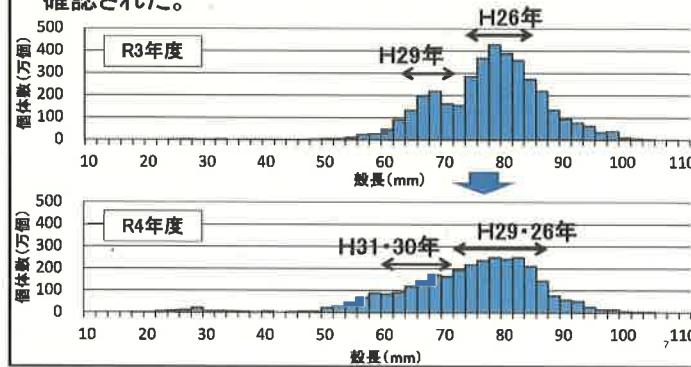
- R4年の推定資源量は、3,211トン(3,107万個)。
R3年の推定資源量の、4,363トン(3,862万個)。
26%減 (重量)

- 要因 ① 漁獲による減少。
② H30～31年生まれの漁獲加入が、H29年生まれと比較して、少なかった。



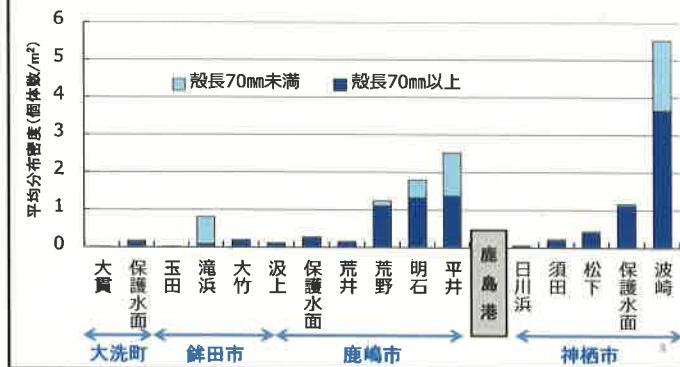
鹿島灘はまぐりの殻長組成

- H26年(85mm前後)とH29年(75mm前後)生まれが主体。
- 60～70mmに成長すると考えられる、H30～31年生まれも確認された。

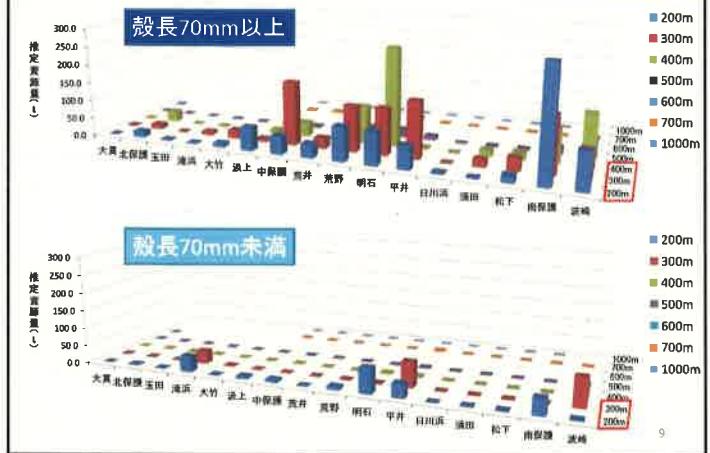


鹿島灘はまぐりの分布密度

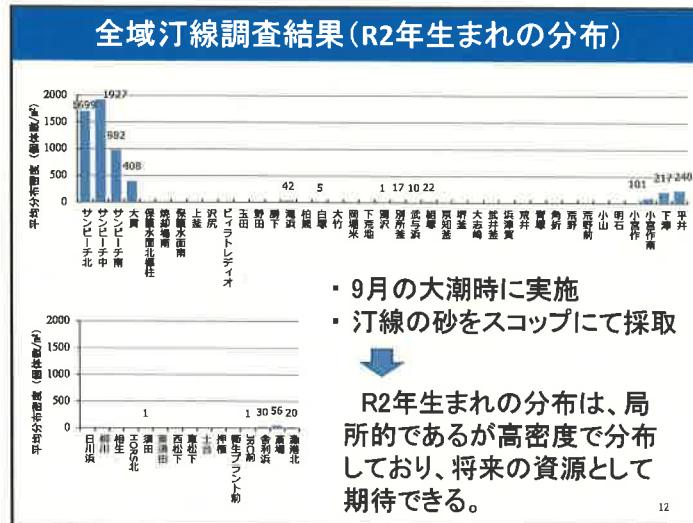
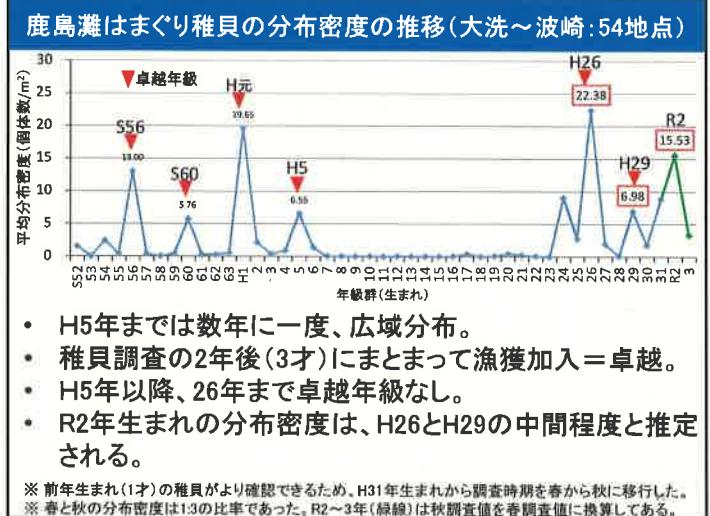
鉾田市滝浜、鹿嶋市平井や神栖市波崎で、殻長70mm未満の、小型貝の密度が高かった。



鹿島灘はまぐりの距岸毎の分布密度



3 稚幼貝の分布



まとめ

1. R4年の漁獲量は、316トン(10月末時点)。
2. R4年の推定資源量は、3,211トン(3,107万個)。
→ 26%減(重量)
3. 現在の資源は、H26年(85mm前後)とH29年
(75mm前後)生まれが主体。
4. H30～H31年生まれが成長して、資源添加した
ものの、資源増加には至っていない。
5. R2年生まれは、来年の秋に満3才(約60.5mm)
になり、かつ、分布密度はH26とH29の中間程度
と推定されるため、資源添加に期待。